

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

追加日程第1 会議録署名議員の指名

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	熊崎響		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

なお、本日早朝より傍聴にお越しいただきました皆様方、御苦勞さまでございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、7番 若園正博君の発言を許します。

若園君。

○7番（若園正博君） おはようございます。

議席番号7番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

傍聴者の皆様も早朝よりおいでいただきまして、ありがとうございます。

今回、私の質問において、防災を取り上げさせていただく前に、先日関西地方において大きな地震で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の私の質問は、防災ヘリポートの新設と必要性、水源環境におけるおいしい瑞穂の農産物、中学生の重過ぎる通学かばん、そしてみずほバスを利用し遠距離通学の小学生に使用できないかといった点で質問をさせていただきます。

これより質問席にて行います。

ことしの4月に巢南グラウンドにドクターヘリが着陸いたしました。瑞穂消防署よりの要請でございますが、当時の状況について説明をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） おはようございます。

ただいまの若園議員の巢南グラウンドにドクターヘリが着陸した状況について説明をさせていただきます。

ドクターヘリの着陸については、4月20日でした。11時40分ごろ消防車が巢南グラウンドに着き、消防署員よりドクターヘリが着くので散水したいとの連絡があり了承いたしました。消防車によりグラウンドへの散水が始まり、ある程度ぬれた後に署員の方からハンドマイクによ

り風などに伴う注意、近寄らないように注意がありました。ヘリについては、ややグラウンドの東側上空で待機をしており、散水後に着陸しました。その後、救急車が到着いたしております。

私どもは市民の方からの問い合わせが穂積庁舎にもあることを考えられましたので、12時ごろにはなりましたが、市民協働安全課のほうへ連絡をさせていただきました。

12時10分ごろ、離陸前に署員の方から、離陸のために近寄らないようアナウンスが再度あり、私ども職員も署員の方から離れた外側より来庁者方へ案内をさせていただきました。12時20分ごろ消防車もホースなどを整理され撤収されました。

この後、ヘリの離陸や消防車撤収についてを市民協働安全課へ連絡いたしました。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園君。

○7番（若園正博君） 4月20日の状況はよくわかりました。

このドクターヘリの着陸場所というのは、ある程度指定をされた場所に着陸するというところでございます。私なりに調べまして、ドクターヘリは医師をいち早くヘリに搭乗させ、地上の救急車との連絡において着陸場所を決定、そして救急車内での治療を行うということでございます。全てのヘリが搬送するというわけではないそうです。昨年の岐阜地区でのドクターヘリ出動数は51件、うち現場救急で対応したのが35件、病院間の搬送は5件ということでございます。

こうしたデータから鑑みますと、巢南グラウンドにも救急車の待機、そして消防車の待機、そして周りへの注意喚起が必要だったということではないでしょうか。

この周りに及ぼす影響はどのようでしたか、お答え願えればと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） グラウンドの状況を御説明させていただきます。

さきのおおり、ヘリの到着、着陸前などには消防車による散水がされております。離着陸時にはグラウンドの砂ぼこりが舞い上がり、庁舎南駐車場の北端ぐらいまではほこりが立ちました。それとグラウンドに若干ですが、ヘリの着陸痕に気がつきました。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。

当然ヘリが飛んできますので、砂ぼこりはすごかったというふう感じております。

そして消防車における散水ということで、ある程度のほこりは抑えられたかというふうに思っておりますが、緊急に要することですので細かいことは言いませんが、明るく日のサッカーの練習には少し水たまりができて支障を来したといったような声も聞かれたわけでございます。

先ほど巢南グラウンドはこうしたドクターヘリ、防災ヘリも含めて着陸場所の指定になっておるのかということをお伺いし、またほかに指定場所があるかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの若園正博議員の御質問にお答えをさせていただきます。

瑞穂市地域防災計画において、市内の小・中学校のグラウンドを初めとして河川グラウンド等22カ所をヘリコプターの着陸可能地点として指定をさせていただいております。

この指定されているヘリコプター着陸可能地点につきましては、ヘリコプターが安全に降下するための条件や地形的な条件を満たした地点であり、また市内において地域的に偏ることなく、穂積北中学校区で6カ所、穂積中学校区で8カ所、巢南中学校区で8カ所を指定させていただいております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 指定箇所は大体把握できました。

過去に私の記憶するところにおきましては、2度ほど大月グラウンドに飛来したことがございます。あそこは芝生でございました。私は以前大月グラウンドにそうした防災基地などをと疑問に思ったわけですが、あそこはやはりいわゆる高架線というんですか架線がかなりあるもので非常に難しいといったところではございましたが、こうしたドクターヘリに関しての飛来場所は、権限は操縦士の権限でございますので、指定箇所以外の場所でもそのときの気候状況、天候、そして風向きにおいてはどこにおりるかは機長任せだというように消防署の方からお伺いしたことがございますので、あらゆるところにおりるといようなお返事を伺いました。それじゃあ田んぼの中でもありますかと言ったら、田んぼの中でもありますよといったお返事をいただいたわけではございますが、やはりそうした指定場所、いろんなところで必要になってくるわけではございますが、先ほども巢南におりたときもやはり周りの安全、そしていろんな作業、そして注意喚起など、いろんな行動が必要になってくるわけではございます。

そうした安全を確保したこうした防災ヘリポートなどの新設もこれからは必要ではないかというふうに思っておりますが、その点についてお伺いしたいのと、またそうした状況においての徹底した連絡システムなんかもできましたらお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 御質問のヘリはドクターヘリのことですが、こちらにつきましては重篤な患者が発生した場合に、医師と看護師をいち早く派遣し、初期治療を開始する事業になります。医療機関が事業主体となり、救急救命センターを拠点病院として事業を行っているこ

とから、消防などの公的機関からの要請で運航を行います。

消防本部の指令課との連携体制から機長判断による安全確認及び地上での消防隊などの着陸態勢の確保ができれば、指定場所以外でも着陸が可能ということになりますが、瑞穂市におきましても、消防無線などにより救急指令情報については常に把握をして、ドクターヘリへの運航についての安全確保、支援に努めてまいります。

また、防災ヘリを含めてヘリポートの着陸についての新設についての考え方でございますが、今後の新たな着陸可能場所につきましては、ヘリコプターの離着陸に必要な面積や進入路に障害物がないことなどの安全が確保できるなどの条件が整った場合には検討を行ってまいりたいと考えております。

[7 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） ありがとうございます。

今、ドクターヘリと兼ねて防災ヘリのほうも御返答いただいたと思いますが、今度、私はドクターヘリだけでなく防災ヘリのことについてもお伺いしていきたいと思うわけですが、防災ヘリに関しては、やはり消防、防災業務に関するところにあるかと思えます。

県下でも20の消防本部と連携しながら空から迅速な対応を行うということで、消防、救急救助業務、大規模災害の応急対応の分野においては迅速な対応としておられます。

我々の地区ではどうしても水難事故での出動とかそうしたところで防災ヘリなんかの出動も要請されるわけでしょうか。これは消防署のほうに要請されるわけでしょうか。そのことについてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 岐阜県の防災ヘリコプターは、若鮎Ⅰ、若鮎Ⅲの2機からなり、空からの救急活動、救助活動、火災防御活動、災害予防活動などに従事し、また岐阜県下の消防本部とも連携して消防防災体制の充実強化を図っています。

ドクターヘリにつきましては、重篤な患者が発生した場合に、医師と看護師をいち早く派遣し、初期治療を開始する事業になります。医療機関が事業主体となり、救急救命センターを拠点病院として事業を行っています。

どちらのヘリコプターにつきましても運行主体、用途、運航方法の違いがありますが、関係機関とも調整し、市民の安全・安心につながる体制づくりに努めてまいります。

[7 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） わかりました。

瑞穂市に防災ヘリポート、そうした着陸基地の新設についてもお考えをお伺いしたいところ

ではございますが、先ほどの機長の権限、そして周りとの安全確保、救急車との連携を確保できるような着陸できる場所を今後検討していただけるお考えはあるんでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほども申しあげましたヘリコプターが着陸可能であるような条件が整いましたときには、防災計画の中で指定をさせていただきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ありがとうございます。

こうした万全なる装備を調えながら市民の安全確保ということ、救急搬送、そして急病に対する対応をしっかりとっていただきたいというふうに考えて、防災ヘリの質問はこれで終わらせていただきます。

引き続きまして、水源環境と農産物というテーマでございますが、瑞穂市には昔から我々の地元の言葉ではガマというところで、田んぼの真ん中辺あたりからきれいな水が湧き出てくるといったところがございました。これは本当に地下から自然に噴き上がってくる水のきれいな場所でございます。

その場所においては、私はあえてここでハリンギョという名称で魚が住むというふうに捉えさせていただきますが、地方名には、このハリンギョという名前がいろいろな呼び名がございます。例えばこの辺では昔からハリヨというようにも呼ばれておったということでございますが、文献を調べましたら、ハリヨという言葉はありませんでした。あえてここで私はハリンギョという名前で呼ばさせていただきます。

ガマとハリンギョについてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） おはようございます。

今の若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

ここで、僕はハリヨとちょっと呼ばさせていただきます。よろしく願いいたします。

議員が御指摘のとおり、ハリヨは湧き水などを水源とするような流れの緩やかな水路など、一年を通じて水温が15度前後の低水温できれいな水、また水草が繁茂しているような場所を好んで生息していると言われます。

地下水の豊富なこの地域は、昔からガマが多く存在しており、地下水が湧き出し、きれいで一年を通じて水温が変わらない湧き水などが流れ込むような川がハリヨにとっては今も住みやすい川となっているようであります。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 私の近所の川には県一級河川の長護寺川というのがございます。

以前、その長護寺川の清掃活動で長護寺川の源流を探しましたが、これが見つかりませんでした。その源流というのは、昔の方にお伺いしましたら、ガマの水が周りから集まってきてその水流をつくっておるということでもございました。根尾川から来ているのか、いろんな用水から来ているのかではなく、自然にそうしたガマからの水がこの長護寺川に集まってきておるということでもございました。現在の長護寺川は田之上地区の第6分団の器具庫から、あの橋のところから長護寺川というふうに定められておるようですが、以前その源流周辺では蛍の幼虫の生息地として保護され、研究されたと思っております。

今でもきれいな水が勢いよく長護寺川を流れております。以前この川で魚の生態観測をされました大学の方がお見えでございますが、その変化においては何かこちら側でお考えなり調査結果など資料をお持ちでしたら、お教え願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられた長護寺川ですけれども、こちらは森の地域を除きます西地区の排水が流れ込みまして巢南中学校付近で犀川に合流しています。

この地域は従来から湧き水が豊富で水がきれいな地域でしたが、生活体系の変化などにより水質が悪化していた時期もありました。しかし平成16年に特定環境保全公共下水道が供用開始されまして、河川や排水路に流れ込む生活雑排水の量が減少しておりまして、河川の水質が向上し、豊かな水環境が戻ってきていることもハリヨの生息の要因と考えております。

また、長護寺川の生物生息調査を岐阜土木事務所が定期的を実施しておられまして、この調査において、きれいな水にしか生息できないハリヨが多数確認されていることから、長護寺川が清流であるというあかしではないかと考えております。

また、このことは、現在では水洗化率も71%となった下水道の普及が公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資しているからだと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ありがとうございます。

このようなどころできれいな水、そしてきれいな地のところのできる私のこの次の質問に入っていくわけですが、そうした環境の中でできるお米、柿、そしてその他、梨、その他の農産物は、非常に生産者の皆さんも言われますが、おいしいとされるわけでもございます。

この点について、いかがお考えでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市は濃尾平野の北西部、揖斐川、長良川の河川に囲まれた

肥沃な土地で、豊富な水源に恵まれ、そこで栽培される農作物はその美しい水で育てられるため大変おいしいものだと思います。

その中でも特に水が大きなかわりを持つ水稻が瑞穂市の主要な農産物となっており、主となる銘柄である岐阜県産ハツシモの平成28年産米では特Aを獲得したこともあり、ブランド米として高く評価されているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） このおいしいというところで質問させていただくわけですが、たまたまけさの朝刊でございますか、お米の新品種ということで、ニジノキラメキというお米が種づけ、苗を植えて今後の生産に入っていくという記事を読ませていただきました。

この地区は瑞穂市の森地区でございます。そちらのほうで苗を植えつけるといったところで。おいしいからこそこのお米は大手メーカーの食品業者が買い取るといったお話での記事でございます。

やはり全国での需要を満たしたお米ができるのであるということをおの瑞穂市としてももっともっとアピールしながら、そしてこうした農業普及にもつながっていくような事業もまた必要ではないかというふうに思っておるわけです。

このおいしいとこうして言われましたのは、ある地区の柿生産農家の方でございます。こんな自然の水流があり、水のあるところでおいしいものがないわけがない。ぜひこのことを瑞穂の産物として全国的にもPRして行ってほしいといったような思いを込めて、今回私にこのような質問をしてほしいということをお託されたわけでございます。

こうした農業普及、そしておいしい水でのところについて、まだきょうのことでございますが、部長は把握されておられますか。もしこの点についての御感想、急かもしれませんが伺いさせていただきたいというふうに思うところです。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通告していただいた内容と少し変わるのかもしれませんが、用水路、排水路を区別するという事は農業振興地域で農業を振興していく上ではとても重要なことだというふうに思っております。

地下水等のモニタリング等は行っていませんが、河川を水源とする政田川用水、それから菱野川用水、それから地下水を水源とする各地区にある揚水ポンプからの農業用用水の状況を見ても、現在は豊富できれいな水が確保できていると思います。

また、西地区では下水道が整備され、なお一層の水質の保全のための環境が整っていますので、引き続き地元区や地域の方と一緒に施設の維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど御紹介いただいた、多分けさの朝刊に載っていた記事だと思います。我々も以前から承知をしております、市内にあります農事組合法人だとか本巢市にあります農業生産法人さんが全国的に有名なカレーチェーン店との提携によりまして新たな品種を供給するというようなことも伺っております。どこで生産された米が何に使われるのかということも含めて、そのネームバリューが上がったり、またブランド化が促進されればというふうに考えております。

[7 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 急な質問で申しわけございませんが、次にお伺いしたかったことが、今お答えの中に入っております。

実は、やはり言われます用水と生活排水との区別でございますね。これが一番重要なところでございます。地下水の水源もやはりそうした田んぼから生活排水と一緒に流れ込み下流のほうに行くというところ。またこの点の整備につきましては次回の質問のほうにさせていただきたいというふうに考えております。

先ほどのお答えで結構でございます。また今後とも御検討いただけたらというふうに思います。

こうしたおいしい産物、おいしいものが瑞穂にはあるというところで、これをどなたかがアピールし、そしてこの瑞穂にはおいしい特産物があるんだよということを言っただけなければならないというふうに思っております。前からお伺いしております市長が瑞穂市のトップセールスマンということでアピールしていただきますが、いかがでしょうか。このおいしいとところでできる産物なんかをこれからもアピールしていただけたらありがたいと思うんです。そして、またふるさと基金の返礼品として、柿はこういうところでおいしいんだというところをアピールしていただきたいんですが、お考えをお伺いできたらと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 突然でございますので、全てお答えできないかもしれませんが、以前より私たちのお米、ハツシモということで、やはり霜がおりるときに収穫をすると。要するにこの温度の差、そういったものを利用して、非常にかしつとしたおいしいお米ができるというところ、それと同時に、今度富有柿のほうは、やはりこの富有という名前をつけますときに、福島才治さんが最後の最後まで福寿にするか富有にするか悩まれた。その中にありまして、みんなの幸せ、またこの地球全体の幸せを考えまして、富有という名前を選択された。このことを岐阜県人会が東京で行われますこととか、例えば朝日大学のいろんな同窓関係の会合とかさまざまところでふるさと納税のやっぱり御礼品としても使っただきたいというところで今まで御紹介してきたわけでございますが、さらにその原点の心を、そういった作物をつくれ

る心のところにさらに照準を当てて広くやっぱりPRしていきたいなあと考えております。

そんなところでちょっと答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 突然御指名してお答えいただきました。ありがとうございます。

このおいしい産物についてはこれで終わるわけですが、1つ私のほうからお願いしたいことがございまして、今ここでつけ加えさせていただきます。答弁は結構でございます。

実は、西地区、西小学校、そして西のところに西ふれあい広場というところがございます。その池に、今環境部長が言うハリヨ、そして私が言っておりますハリンギョという魚がその池におります。その池の水は地下水をくみ上げてその池を維持しておるわけですが、やはり中が非常に泥がたまり汚いところにはなっておるんですがハリヨが一生懸命泳いでおってくれます。そのような池の清掃、きれいにしていただける。これは生態もいろいろ環境が変わるわけですので、すぐにはなぶれないというふうには思っておりますが、またそうした清掃作業を御検討いただきまして、池の清掃をお願いしたいというふうに思っております。

また、そこにはハリヨをPRする看板がございます。ハリヨの生態、いろんな生き方、自分たちの自然の巣のつくり方など事細かに書いてある看板がございますが、ところどころ剥げ落ちてどうしても見にくい部分がございますので、いま一度こうしてあるハリヨをもし今後必要と思っただけにしていただけるのであるならば、そうした生態看板をぜひ担当部署のほうで修復していただきたいというふうに思っております。御返答は結構ですので、この件につきましては質問は終わらせていただき、次の質問に入らせていただきます。

3番目に、先般も岐阜新聞に載っておりました中学生の荷物が重過ぎるとの記事がございました。

内容は、脱ゆとり教育で教科書が重くなる一方、学校においたままにはできないんでしょうかというものでございます。

多くの生徒がリュックサック型のかばんで荷物を運ぶが、重過ぎると背骨に悪影響があると注意を呼びかける専門家の方もお見えでございます。

瑞穂市の小学校、中学校についての現状をお伺いするとともに、教科書、ノート、ワーク、資料集などの副教材などで負担をかけているところではないでしょうか。全てを持ち帰らせる指導でしょうか。今後の指導・対策で何かお考えをお持ちかお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

中学生の荷物が重過ぎるという新聞記事をもとに御質問いただいた内容について答弁をさせていただきます。

実は、この子供たちの荷物が重いという問題は随分前からございました。私が学校におるときからございまして、きょうは中学校の生徒に限定してお答えさせていただきたいと思います。

とりわけ中学1年生のお子さんをお持ちの保護者の方から、例えば地区懇談会の場であるとか、あるいは三者面談の場において、先生、うちの子供のかばんが重いんですけどどうにかありませんかというような御質問や要望を受け取ることがありました。

現状を把握するために、今の様子として穂積中学校に調査をかけさせていただきました。1年生で調べました。すると、1年3組で水曜日が最も重くなる曜日であるということが判明いたしました。内容は、時間割りが、国語、社会、数学、理科、英語、道徳といった6時間授業で、今お答えしたとおり、いわゆる5教科、教科書の分厚い教科が重なる日でございます。まだこのほかに資料集であるとか、ワークブック、地図帳、そういったもののいわゆる副教材というものもございまして。さらに加えると習字道具、リコーダー、体操服、これらを入れるサブバッグ、また夏になりますと水着であるとか、水泳用のタオルといったものも必要になってまいります。

今お話ししたところをイメージして重さを考えていただくと、相当な重さになるなあというふうに御理解いただけると思っております。また、教科書も以前と比べまして厚くなっております。ですから総重量はかなりの重さになるということが御理解できると思っております。

しかし各学校では、先ほどお話しさせていただいたように、以前から問題となっております。瑞穂市内の学校におきましては、下校する際に学校に置いておけるもの、こういったものを示しておりました。例えば中学校におきましては、音楽、体育、技術家庭科、美術、これらいわゆる実技系の教科になります。こういった実技系の教科の教科書、あるいは社会科の資料集や地図帳、美術のデザインセット、こういったもの道具類も置いていってよいというふうに示しております。その示す内容は各学校で若干異なりますが、ほぼ同じものを置いておくことを市内の学校では認めております。

ちなみに先ほどの重量について、具体的にお見せしたいと思っております。

ここに持ってまいりましたが、これは穂積中学校のかばんでございます。この幅は45センチ、高さは30センチ、厚さは15センチあります。これがいわゆる中学生が、穂積中の1年3組の子が水曜日に持って帰るかばんです。先ほどのことをイメージすると非常に少ないように思われると思います。その理由は何かといいますと、これが置いていってもよい副教材です。この置いていってよいという副教材は合わせると7.3キロあります。子供が持ち帰るのは6.4キロになっております。ということで、学校ではこういった配慮をして、負担がかからないようにやってくれております。というふうに御理解いただければありがたいと思っております。

今後につきましては、新しい教科書はさらに分厚くなると予想されます。内容もふえてまいります。各学校では先ほどのような5教科が集中するような時間割りをしないような工夫をす

るとか、あるいは学校に置いていってもよいものをさらに検討するという必要はないかというふうに考えております。

このような学校の取り組みを、校長会などではまたさらにいろんな工夫をしておりますので、そういったものも交流できるようなことを考えていきたいと思っております。

最後に、御存じのように、今デジタル化されている時代でございます。教科書もこういうペーパーのものと、今、デジタル教科書というものが出つつあります。将来、タブレットが導入された時代が来ますと、そのタブレットの中にこれは全部入ります。そうすると、子供たちはタブレットを持ってきて持ち帰るといっただけの時代がやがて来るだろうというふうに予想されるので、またそういったときにはまた違った問題も出るかわかりませんが、そのようなことも私たちは想定しております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 今、教育長のほうからタブレットのことまで御答弁いただきまして、私の質問するところは何もございません。

ぜひとも実現をしていただけたらというふうに思って、次の質問に変えさせていただきます。

次の質問ですが、私は、今、呂久地区ということに限定しておりますが、瑞穂市での遠距離通学、小学生のほうでございますが、遠距離通学をされておられる皆さんということで御理解していただきたいと思えます。例えば、呂久地区の小学生は現在片道3キロの通学路を歩いて通学してくるわけでございます。途中、揖斐川の橋を渡りますが、歩道橋の朝は自転車の利用も大変多いところで、危険を感じておるところです。

それで、今、呂久小簾紅園から南小学校へのみずほバスが開通しておりますが、そうしたみずほバスを通学に利用するというお考えがありますかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 呂久地区の小学校児童の登下校の状況についてお答えさせていただきます。

現在、呂久地区から南小学校に通学しているお子さんは11名おります。3キロ弱の通学距離は本当に大変でございますが、子供たちは毎日元気に通学してくれております。

実は、その背景に保護者が交代で通学班について歩いてきていただいたり、あるいは雨降りなどの悪天候のときには保護者の方々が交代で送迎をするというような地域の方々の協力によって安全に通学できている現状がございます。

そこで、過去3年間呂久地区から通学している児童・生徒の交通事故について調べてみましたが、先ほどのような保護者の方々の協力もありまして、事故件数はゼロとなっております。実際に教育委員会も呂久の歩道橋から鷺田橋、古橋外浦の信号交差点までの通学路を確認させ

ていただきました。この区間には歩道が整備されておりまして、歩行者は安全に通行できるというふうに再確認させていただいたところでございます。

確かに議員御指摘のように、朝は大垣方面に通う高校生の自転車とすれ違います。ただ、歩道の幅は2メートル以上ございます。大きな危険はないかというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そうしたところは、ただ呂久だけに限らず、今後もし調査をしていただき、十九条、牛牧小学校校区なんかかなり時間をかけて通学しておるということでございます。せっかくみずほバスが運行幅を広げ、そして路線を広げておるところでございますので、こうしたところ、朝の時間帯だけでもぜひ市としては無料乗車券の発行をし、バス利用も認めていただけるよう、今後御検討していただきたいというふうに思うわけでございます。

やはり第一は安全でございます。確かに呂久の橋も保護者の方が1人ついていつも通学時には見守っていただけておるといふふうに見ておりますが、ここを高校生とかやはり非常に対面してくる自転車等々があるもので、どうしても見ておると本当にこれでこのままでいいのかなという思いもいたしましたので、今回こうした質問をさせていただきました。

また、本当に小さい体で重たいランドセルをしょってくる子、必死になって6年生についていってくれておる1年生の子などを見ますと、本当に何とかできないものかというふうに思っておりますので、そうしたことを今後また御検討いただきたいというふうにお願ひして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

答弁は、いいですか。それなら。

○議長（藤橋礼治君） それでは、加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほどみずほバスについてちょっと十分お答えしなかった部分がありますので、それも含めて少しお話しさせていただきたいと思ひます。

みずほバスは、御存じのようにこの4月から新しい路線と時刻表で運行されております。現在の時刻表をもとに利用すると仮定した場合、8時2分に呂久の停留所を出ます。そのバスは8時10分に南小学校に到着しますが、学校の始業時刻にぎりぎり非常に慌ただしい状況が生まれると思ひます。ただ、あくまでも現行の時刻表を使った場合でございます。

そこで参考なんです、国のほうでもやはり学校の統廃合が進むとバス通学ができるということに伴って、中央教育審議会のほうでは、小・中学校のあり方に関する作業部会というところで検討をなされた中に1つこういうのがあります。バス通学については、歩かなくなることによる体力の低下の懸念への対応も必要である。岐阜県内でも山間地における小・中学校で統

廃合が進んだ学校がございます。バス通学になり体力が落ちたという報告もいただいております。ですので、そういうことを考えると、そのことも含めて、現在のみずほバスの路線あるいは時刻表も含めて今後考えていかなきゃいけないなということを思っています。

もう一点ですが、通学距離について御理解いただければと思っております。文部科学省はこんな法律、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、いわゆる学校をつくるための法律があるわけです。じゃあどのぐらいの配置で学校をつくるのかということで、どのぐらいの位置という示す基準が通学距離になります。その通学距離の適正な上限というのを国は法律の中で示しております。小学校におきましてはおおむね4キロ以内、これは徒歩でございます。中学校でおおむね6キロ以内が適正であるという数字を明確に示しております。そこで呂久地区のおさんは大変遠いわけですが、そこも含めて市内の全ての小学校の通学距離を調べましたところ、市内で最も通学距離が長いのはやはりこの呂久地区のところでございます。よって、この法に基づいて判断するとしました場合、市内ではこの示している距離を超える学校はなく、現時点では適正な通学距離の範囲内に学校は配置されているというふうに考えております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 承知しました。

やっぱり体力とかいろんな点を考えますと考えるところがありますが、せっかく路線として市のバスがあるところですので、こうしたところも活用した通学経路にしてもいいんじゃないかというふうに思い、今回の一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番 若園正博君の質問は終わりました。

続きまして、1番の松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

本日は、早朝から傍聴に多数お越しくございましてありがとうございます。皆様の御期待に沿えるように精いっぱい質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、本市も棚橋市長が誕生して4年目を迎え、各小学校区の大規模改修や整備、公共交通の改善等のインフラ整備、そして福祉事業等のソフト整備事業を行ってまいりました。

私も2年間行政運営を一議員として、ときには厳しいといいますか毎回厳しい御意見、質問を行い市民のための行政運営の健全化に精いっぱい力を注いでまいりました。

しかし、長年の課題である水害対策を初め下水道事業など、先の見えない事業が山積みであ

り、将来訪れる少子・高齢化対策は、幾つかのサービスは始まってはおりますが、まだまだ不足している状況です。

本日の質問は、ハードとソフト両面から質問させていただきます。市長におかれても覚悟の4年目かと思えます。また、本日はテーマを決めておりまして、私の本日のテーマは「いつやるか」「今でしょう」と。まさにこの言葉です。

1つ目の質問は、野田新田、稲里及び五ヶ村の洪水対策についてでございます。まさにこれこそ「いつやるのか」「今でしょう」と、私はそう思います。

2つ目の質問は、学校区の整備についてです。ハードではなく、ソフト整備の質問でございます。これもその気になればいつでもできる、いつやるか、これは今です。

以上2項目の質問になります。

いつもは厳しくアドリブを交えた質問をさせてもらっておりますが、本日は優しく質問をさせていただきます。執行部の皆様も、くれぐれも優しく、優しくも的確な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

最初に、市の河川の洪水対策について質問させていただきます。

昨年の12月議会におきまして、私は新堀川の洪水対策について質問をしております。これは台風21号により、野田新田や稲里地区において浸水や冠水の被害が生じたからであります。

まず、統合排水機場の運転基準についてお尋ねをいたしました。これは被害のあった地区の河川水位でポンプが稼働するよう変更できれば浸水被害が防げるのではないかと期待しての質問でございました。

御答弁は、逆流樋門及び新設樋門の新堀川にある両量水標において水位標高5メートル以上でポンプが稼働するなど、その運転基準がしっかり決められているようであり、被害地区の水位でポンプ稼働は無理であるでございました。そもそも犀川統合排水機場は床上浸水や幹線道路の冠水を防ぐ目的であり、排水路の逆流が起きないようにするものではないとの強いお言葉もいただきました。

それではお伺いをいたします。

今の運転基準でポンプが稼働するとき、浸水被害のあった21号線下の新堀川の水位はどの程度であるか検証されたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 議員御質問の新堀川浸水と水位の検証についてお答えいたします。

犀川統合排水機場の運転操作要領によりますと、新堀川内外の量水標の水位が5メートルを越えたときポンプが稼働することになっておりますが、昨年の台風21号による被害が発生して

以降、この付近における被害は発生しておらず、また新堀川には水位計が現在設置されていないことから、現時点におきましては水位の検証は行われておりません。

しかしながら、現在洪水時の水位観測に特化した水位計、いわゆる危機管理型水位計の設置が全国的に進められておりまして、これまで水位計のなかった河川でのきめ細かな水位把握が可能となってきております。

県においても、岐阜県内の中小河川において今年度より順次危機管理型水位計の設置が進められておりまして、そのうちのひとつとしまして新堀川の国道21号上流地点への設置が計画されていると伺っております。

つきましては、今後危機管理型水位計が設置された後、データ収集と水位の検証につきまして、河川管理者である県とともに確実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 水位計もないという現状でございますが、そうであれば長く地域に居住して識見のある方にお尋ねをすれば済む話ですし、またそもそもこの地区につきましては、現状は市も当然把握はしておると思います。再度お伺いしたのは、わかっているならば何らかの施策を講じるべきと危機感を持っていただきたいという形で質問させていただきました。

次に移ります。

昨年の質問で、浸水被害のあったすり鉢状地域の排水路に逆流防止樋門をつけ、この低地の雨水をポンプ排水できないかと質問させていただきました。お答えは、新堀川へのポンプ排水は河川法により県と協議が必要である。また、平成16年に首長が意見なしと言っている。排水ポンプを設置すると、計画規模を超える水量が流入するので新堀川下流への負担が大きくなるので困難との御答弁でございました。

ここで1つ確認をしたいのですが、もともと新堀川で処理すべき流域の雨水が自然排水が困難なため、ポンプで排水処置できないかと聞いておりますが、新堀川の負担が大きくなるから無理であると。これはこの地域の冠水や浸水被害があってもしょうがないとしか私には聞こえてきません。

果たしてそうお考えなのか。すり鉢状態にある地域の雨水を新堀川にポンプ排水した場合、どのような弊害が起こるのか、具体的に説明をいただきたい。また、それを今のまま放置するのか、それとも改善策があるのをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） お答えいたします。

今の内水排除のため新堀川にポンプ排水した場合の弊害などということについてお答えしま

す。

国道21号から南側につきましては、犀川圏域河川整備計画に基づき放水路開削を含む河川改修が行われておりますが、新堀川沿川における道路冠水のメカニズムとしまして、県の分析では次の2点が考えられるとのことです。

まず1点目として、国道21号の南側においては、新堀川の河岸高より背後地の地盤高が低く、増水時に逆水ゲートが閉まることにより、水路から新堀川への自然排水ができず道路冠水が発生するものです。

それから2点目としまして、21号の北側におきましては、新堀川の河岸高が低く、河川断面も狭いため、増水時に新堀川から溢水し道路冠水が発生するものです。

なお、新堀川へのポンプ排水につきましては、昨年の12月議会でもお答えしましたとおり、河川法第15条の規定によりまして、新堀川を管理する県と協議が必要となってまいりますが、仮に排水ポンプを新設する場合、下流域への浸水被害を助長しないことが前提となります。

今後の改善策としまして、その南側の冠水対策としてですけれども、浸水や冠水発生時に市の緊急対策連絡会の設置する建設業者の支援を受けまして、臨時的に道路排水の対応に当たることにしております。

また、北側の道路冠水対策としましては、新堀川の河岸高をかさ上げするとともに河川断面を拡大するための設計を、現在県において今年度実施をしていただけると伺っております。その設計に基づきまして、市としましても歩調を合わせて対策工事の検討をする予定であります。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 新堀川の堤防を増築などの河川改修施策を講じれば可能かということです。ぜひともやっていただきたいと思います。

同時に地元住民の方と協議もしていただきたいと思いますので、進めていただきたく思います。

次に、貯留施設の設置について、その費用対効果から実現性は乏しいということであり、簡単に12月には却下をされました。

それでは、不幸にも洪水の被害が出てしまった場合の早期復旧措置として、排水ポンプ車の派遣は可能かとお尋ねをいたしました。御答弁は勉強会等を開催しながら排水ポンプ車の活用の有無、乗り入れ可否の検討を行うとおっしゃっておりました。被害軽減に有効なときは支援要請を行うとのことでした。

そこでお尋ねをいたします。

排水ポンプ車活用の有無、乗り入れの可否、そして設置場所の検討に対してどのような結論

が出たのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいまの排水ポンプ車の活用などについてのお答えをいたします。

平成30年、ことし1月16日に大垣防災ステーションにおきまして、木曾川上流河川事務所より市の防災担当者への勉強会を行っていただきました。

そこでは、現在木曾川上流河川事務所で4台のポンプ車を保有しており、排水ポンプ車の支援要請方法、実車の確認などを行うとともに、排水ポンプ車の活用や乗り入れが実際に可能であることも確認してまいりました。

また、新堀川最上流部でのポンプ車設置場所につきましても、直接現地に赴き、排水先と位置関係や交通どめの可否など設置場所の確認を行い、配備可能であることも確認しております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 次へ移ります。

もう一つの懸念事項として、五六川と新堀川を接続する樋門について質問をしております。

かつて営農用水取水口で、現在は役割を終えているので、これを撤去したらどうかと12月に提案をしております。常時は新堀川の水位が五六川にも流れている。確実に閉まれば現状の樋門のままでよいとの御答弁でございました。さすがに優秀な当時の藤井政策企画監でございます。確実に閉まればという一言で片づけております。

では、確実に閉まる保証はあるのでしょうか。調べてみますと、樋門等ゲートの外的要因による事故原因として枝等異物のかみ込みや土砂が蓄積していくということが報告されております。要するに確実に閉まる保証がないということでございます。

確実に閉まらなければ、五六川が増水すれば、その水位が新堀川に流入し大被害も想定されるわけですが、そうなった場合は誰が責任をとるのでしょうか。市長は御答弁で五六川の樋門の調査、判断も必要と御答弁をされております。

本当に今のままでよいのか、いま一度見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 昨年10月の台風21号以降、手動によりまして動作確認を行い、スムーズな開閉は確認をしております。

本年4月25日に総雨量が100ミリを超えた大雨では、国道21号下の市道が通行どめを行うまでには至りませんが一部冠水しておりました。そのときの際もこの樋門が逆水防止ゲートが五六川の水位が高くなったことによりましてその水圧で閉じていたことも確認しております。今

後も引き続き適正な管理をしていきたいというふうに思っております。

洪水時には初期排水が重要でございます。新堀川上流側の背後地が下流側に比べてすり鉢状で低いこともあり、そういった意味では上流側の一部で五六川に排水できることは有効であるというふうに考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） いずれにいたしましても市長は御答弁で調査、判断が必要であると御自身でおっしゃっておいででございましたので、引き続きしっかりと調査、検証のほうもよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、冒頭にも申したとおり、私の昨年の新堀川の質問は、藤井政策企画監には提案をほとんど否定されました。市長にはデータをとって検証して、的確な判断をしなければならぬと御答弁をいただいております。

よく考えてみれば、全否定が本音で、市長の御答弁は私への感情を配慮してのそんたくであったのではないかと疑心暗鬼になったわけでございます。

そこで、時期的なこともあり、本日の再質問になったわけですが、昨年の市長の御答弁でポンプが稼働しなかったのは長良川の水位が低かったから、また排水は自然排水のほうが量が多い、それを理解してくれと力説をされておりました。

それは理解させてもらいましたが、そうであるならば、なぜこのような浸水被害が生じたのか。その後の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの政策企画監と少し重複する部分がございますが、新堀川上流部の浸水被害発生メカニズムとして、国道21号南側では、新堀川の河岸高より背後地の地盤が低く、増水時に逆水ゲートが閉まることにより水路から新堀川への自然排水ができず、道路冠水が発生しております。

また、国道21号北側では、新堀川の河岸高が低く、河川断面も狭いため、増水時に新堀川から溢水し道路冠水が発生しております。

国道21号の南側の野田新田地内の一部地区では、地区南部で新堀川に排水する幹線水路がなく、全ての排水が国道21号北側で新堀川に流下する排水系統となっており、新堀川増水時には排水ができずこのような状況を生み出していることを考えますと、内水排除の中でバイパス的な雨水排水系統を変更することも有効ではないかと考えております。

また、国道21号北側においては、新堀川の河岸高のかさ上げと、河川断面を広げることが有効であると考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 非常に困惑はしておりますが、いろいろと御質問させてもらいまして、やらないやる、やるやらない、その繰り返しかなあと私自身も思いますが、続きまして、市長は犀川観測所のような水位観測が新堀川にも必要で、データをつくっていく必要があると。しかし、データを積み重ねる時間がないので、まず21号線の南側の排水、そして北側の的確な調査、判断が必要と考えておられると答弁されておりました。これは新堀川のデータを作成して長期的な施策の判断材料とし、しかしながら早期に打てる手は打つということであったかなと思います。

では、新堀川のデータの観測、この準備はしているのか。それとももう始められているのかをお聞かせ願うとともに、昨年のような被害を出さないための排水施策として、緊急的な施策を考えているのかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 県ではことしに入り、岐阜県内の一級河川のうち従来水位計の設置がされていなかった河川を主な対象としまして、洪水の水位計測に特化した危機管理型水位計の設置に向け検討が進められており、今年度より既に一部ではその設置が行われております。

瑞穂市にも数カ所設置される場所の一つに新堀川の上流部に設置されるよう要望をさせていただいており、今年度には設置される予定というふうに聞いております。

水位計が設置された後には、洪水時の水位データを観測・収集し、その観測水位データとこの地点での道路冠水との相関関係を今後検証していくことにより、洪水時の道路冠水や住民への避難を判断するためのツールとして活用していきたいというふうに考えております。

それまでは、出水時の際には当面瑞穂市緊急対策協力会の支援を受け、あらかじめ必要な箇所に臨時的に道路排水ポンプを設置して道路冠水を最小限に防ぐ対策や、国道21号上流区間における新堀川の河川整備の推進について県に強く要望していきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 若干目頭が今熱くなってきておりますが、今までの御答弁のほうで、企画監のほうからも整備部長のほうからもやっていただけるといようなお答えが多分にあったかなと思います。

では続けます。

市長は新堀川の答弁で国交省と話し合うとし、地元にも説明を行うとおっしゃっておりました。地元説明はもう行われたかどうか確認をしたいので、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 昨年12月の答弁の国交省というのは、これは新堀川の改修については岐阜県なので、県に実施していただくわけですが、国道21号より上流部の河川改修のための測量設計が今年度実施されるというふうにお聞きしており、6月中旬には、現地でのボーリング調査に着手されていると聞いております。この設計ができ上がりますと、地元へのお話ができると思いますので、もうしばらくお待ちいただけますようお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今までの御答弁を受けて次の質問に移ります。

ことしの2月7日と8日の日程で、私ども議員有志10名は篠田県議会議員とともに国へ訪問し、瑞穂市の課題に関する要望を所管大臣、副大臣に渡してまいりました。

その折に国交省等も訪問し実りある時間を過ごしてまいりましたが、驚きましたのは、国は瑞穂市の洪水被害状況を実によく把握しており、それを解決すべき豊富な補助金メニューを用意していたとのことでした。

当然、市はこれを有効活用すると思われませんが、この補助金の具体的な活用施策及びそれに伴う効果をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 浸水被害対策として市が実施する雨水排水計画のうち、河川事業として市が実施可能な準用河川は市にはございません。また、市が管理する普通河川の浸水対策としては、瑞穂市公共下水道事業瑞穂処理区に位置づけられた雨水排水計画に基づいた雨水整備事業が国の交付金事業の対象となります。

しかし、汚水処理事業がいまだ着手されていない現時点では、その対象となり得るものではないかと考えております。

犀川遊水地事業は、現在工事中の天王川放水路整備工事も含め、五ヶ村地区に限定されることなく、犀川流域全体の治水安全度が格段に向上するものと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 格段に向上するというお話でございます。恐らくは40年間問題になっていた洪水対策が少しでも改善になるものという御期待を添えて最後の質問に移ります。

犀川遊水地事業、五六川地区改修に重ねて御質問をします。

現在進めている改修エリアに牛牧閘門があります。1749年に川崎平右衛門が木材で水門をつくられ、その後1907年までの158年間、4回から5回建てかえられ、1907年人造石工法で永久的な水門となったと聞き及んでおります。

この工法は、我が国の左官の伝統的技法であり、たたきを利用した珍しい工法です。県内においても唯一現存する水門であると聞いております。今回の改修でこの牛牧閘門を文化的遺産として残すのか、もしくは撤去するのか、さまざまな御議論があろうかと思いますが、本市としてはどちらの方向にするのかお聞かせをください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国が実施します五六川河川改修区間の上流部の河川改修計画については、狭窄部となっています県管理の牛牧閘門の取り扱いも含め、平成29年3月に県においては五六川牛牧閘門あり方検討会を設置し、検討がなされています。

牛牧閘門の文化財的見地から、また治水的意義、河川改修の技術的観点から有識者の意見を聞いた上で五六川の河川改修方針を検討するもので、第2回の会議の中でおおむねその方向性が見出されました。その結果、牛牧閘門の機能は現在国が進めています河川改修の中で新たに設置される牛牧樋門及びゲートによりその役割が置きかわることになりますが、技術的・文化的価値を考慮し、現在の位置で原形のまま存置する方針が出されています。

そこで、市としてはこの方針のもと、文化的・教育的施設として高水敷の公園整備とあわせて県の協力をいただきながら、市にて実施する方針を第3回の会議の中で示していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 残していただけるというような方向で進んでいると聞き、安堵をいたしました。

幾つかの質問をさせてもらいましたが、否定的な御答弁は一つもなく、前へ向かって進んでいるどころか、完結を目指して進んでいるというお答えがようやく聞かれた気がします。

私もちょっと目頭が熱いので少し混乱しておりますが、昭和51年の9・12災害から40年経過しております。そのころから始まった洪水対策による大規模改修が本日の質問でようやく的確な御答弁の中で一応の答えをいただきました。このお答えをいただくまでに40年間五ヶ村の地区の洪水対策にまさに命がけで取り組んでこられた歴代の首長、行政職員、そして数多くの先人たち、志半ばで亡くなった数多くの五ヶ村の皆様、私の亡き祖父、松野武則から託された五ヶ村の洪水対策の完結、熱い思いで洪水対策を語っておられた山田隆義議員、今も五ヶ村の冠水、浸水と戦っている父、山本訓男元議員、そして何より現在も浸水被害の心配をされている五ヶ村の市民の皆様によりやく御報告ができます。

小さいころから私は悪餓鬼で一度も祖父に褒められたことがございません。祖父から託された洪水対策の完結を墓前に報告し、初めて褒めていただける、そんな思いでいっぱいです。この先改修完了後、本当に冠水被害がなくなるかどうか、しっかりと見定め、瑞穂市から水害被

害がなくなるその日まで私としても職責に務めていきたいと思いをします。

棚橋市長におかれては、洪水対策は先人たちの偉業であると、李下に冠を正さずを肝に銘じ、残り1年間、瑞穂市の未来のために職責を務めていただくことをお願い申し上げます。

また、以前より懸念しておりました文化的遺産の牛牧閨門の存続についても残していただけると聞き、安堵いたしました。

以上で1つ目の質問を終わり、次の質問に移ります。

各学校区の整備について質問させていただきます。

現在、本市においては小学校が7校、中学校が3校ございます。

各学校区においては、毎年ごとに大規模改修工事やIT機器の導入、空調設備の改善などが行われてきました。また、穂積中学校においては、おかれていたテニスコート整備が本格的に進もうとしています。

そこでお尋ねします。

今後新たに各学校において整備する計画はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） それでは、各学校の今後の整備計画についてお答えさせていただきます。

各学校におきましては、平成24年度に策定した小中学校等施設管理計画というのがございます。施設管理計画は15年間の計画になっております。15年間の計画があつて、各施設があつて、どこに大規模改修をやつて、どこに空調の工事をやる、それから空調設備とかいろいろな設備がありますよね、プールをやるとか、そういうのを並べてあります。その年度年度でどのくらいの規模の予算がかかるかというのが見られる表になっているのが整備計画になっています。その中で15カ年計画というのをつくりまして、大規模改修工事や空調整備工事などの計画をしております。

平成25年度の穂積北中学校大規模改修工事を皮切りに、牛牧小学校、西小学校、本田小学校、南小学校の大規模改修工事や各小・中学校の空調整備工事を実施してまいりました。

今後は中小学校、生津小学校、巢南中学校の大規模改修工事や体育館、プール等の改修工事を実施していきます。市全体の事業のバランスをとりながら文科省の補助金等を有効に活用させていただきまして、計画のとおりできるだけ進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 大規模改修や機器の導入は確かに必要かと思いますが、私がお聞きしたいのは、学童たちの生活環境でございます。空調は該当しますが、1年間生活する教室を考え

れば、毎日空調を稼働させるわけでもございません、季節に応じて稼働はさせていくのだと思います。

そこでお尋ねをいたします。

季節病、すなわちインフルエンザや風邪などの教室内の衛生管理がどのように行われているのか、また感染防止策がどのようにされているのかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） お答えします。

学校のインフルエンザ等の教室内における衛生管理、感染防止についてお答えさせていただきます。

学校は、御存じのように、子供たちが集団生活を営む場でございます。仮に感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすことは周知のとおりでございます。

そういった感染症の流行を予防することは、教育の場である、そして集団生活の場である学校として望ましい環境維持をすること、それとともに子供たちが健康な状態で教育を受けるためにも重要なことであると考えています。

数多くありますが、具体的に代表的な日常的な予防の例を御説明いたします。

1つ目は、うがいと手洗いの励行でございます。保健指導の一つとして日常的に実施しております。とりわけ給食配膳のときは給食当番だけでなく、全員が石けんによる手洗いだけではございません。アルコール消毒液等を使って消毒もしております。

2つ目には、教室の空気の換気でございます。以前は休み時間になると、一斉に窓や扉をあけて換気をしておりました。そうすると、教室内の空気、気温が一気に下がります。そのため、反対に冷え過ぎてしまうということがございました。子供たちは、その結果一斉にあけることをやめるようなことがあり、逆に風邪が蔓延する。そういった環境をつくり出していることも見受けられました。

そこで養護教諭のいわゆる保健室の先生方がいろいろ実践された結果、教室の四隅、四方の高窓の一部を一定の間隔で常時開けていくことによって常に空気が換気される。その上で予防はできるということがわかってきました。

最近では、教室によっては教室の窓枠にここまであけるといような目印を子供たちがつけて、常にあけておく習慣が身についてきております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） さまざまな衛生管理、感染防止策がとられていると聞き、安心いたしました。

しかし、先月の5月に牛牧小学校に地域の代表として評議会に参加し、各学年の教室や特別

教室を拝見し、授業等を見ていたときに驚いたことがございます。

新設された新校舎は大きな問題点などもなく特段気になる点はございませんでしたが、旧校舎の教室は衛生的にも感染防止にしてもできていないのではないかと思います。

注目したのは、かばんのロッカーの大きさです。当市で昔から目にするオレンジ色のかばんはロッカーにおさまっているのですが、ランドセルかばんは床にすのこを置いて、その上に並べてあることに気がつきました。

そこで質問します。私が確認できているのは牛牧小学校ですが、そのほかの小学校でもランドセルかばんが入らない、床等に並べてあるような状況の小学校があるのであれば教えていただきたいです。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 牛牧小学校の様子と、それから他の学校のことについて含めてお答えさせていただきます。

市内のほかの小学校におきましては、ランドセルを含めて通学かばんがロッカーにおさまらないという状況は一例もございませんでした。

牛牧小学校におきましては、今、議員言われたとおり、南側の校舎だけがその建物の特徴から教室の後ろではなく、教室の横の壁、そのところにロッカーが取り付けられる構造になっております。数を示しますと、前と後ろに2つあります、1つずつですね。それは6列掛ける4段で24、後ろも24、合計48。これはそのスペースに取り付けられるロッカーで当時の学級の人数分、当時は40人学級とか45人学級がありましたので、そういう人数分を確保するためにサイズの小さいロッカーになってそのままでおります。そのため、ロッカーにランドセル、とりわけ新しいランドセルは入りません。が、おさまらないということにつきましては、以前から牛牧小学校のほうでも問題になっていたというふうに聞いております。

学校ではこれについて検討をされました。ロッカーの上に乗せるということをもと方法として検討しましたが、身長が低い児童、特に低学年の子供にとっては、ロッカーの上に物を置くというのは危険じゃないかということで、その方法は採用しませんでした。そこでロッカーの下にスペースがございます。それを活用することとしました。台車を取りつけた板を置いて、その上にランドセルを置くという方法です。議員が見られたのはその状況でございます。この方法によってランドセルを下に置くということではほりかはかぶることは考えられましたが、ただほかの学校に見られる、いわゆる教室の後ろにあるロッカー、この状況でもかばんを入れた場合、下のほうの段は若干掃除の時間にはほりがかかるとのことについては同じ程度ではないかなあという判断で現在の方法をとったというふうに聞いております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） この質問こそがまさに、いや、その気になればいつでもできるという質問でございます。

小学校の一日の流れでは、お昼、給食の後に掃除があります。床に、今言ったローラーのついたすのこのようなものの上であろうとも、ほこり、ちり、病原菌等がランドセルに付着します。手洗いやうがいも大切な防止策ですが、この状況では無意味になるのではないかと私は思います。付着したまま下校し自宅に戻るわけですので、衛生的にも問題が生じます。ほこり、ちりによるハウスダストが原因でアレルギー症状の発症、病原菌による家族感染のおそれ、翌日登校すればさらなる被害の拡大などが懸念されます。専門的に言えば切りがございませんが、徹底した衛生管理の一環として早急な整備が必要と思いますが、執行部はどうお考えかお尋ねをいたします。できれば今でしょうと。御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員が言われますように、かばんは入学するときに保護者の皆さん、あるいは祖父母の皆さんが購入された大切なかばんと思っております。学校におきましても卒業するまで大事に使いなさいという指導もしております。

牛牧小学校でも先ほどのように専用の台をつくって、その上に整頓するというそういう指導もしておりますが、まだ高さとしてはやはり議員御指摘のように低いと思われま。

しかし、現在子供の1学級の人数も減ってまいりました。ロッカーの数のことについても検討しなきゃいけないというふうに考えております。

さらに、インフルエンザなども季節的なものではなく、4月にも流行して学級閉鎖をする学校も県外には見られます。このような状況、そして児童の実態を踏まえて、ロッカーの整備につきましては、教育委員会としまして積極的に検討したいというふうにご考慮しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 老朽化した校舎の大規模改修整備、最先端教育機器の導入、教職員の超過職務の改善など、確かに必要なことは多々ございますが、きめ細かいところまでしっかりと協議を行っていただき、学童たちの生活環境を整えてあげていただきたいと思っております。衛生管理、感染防止策こそが一番大切なことですので、これはまさに全ての事業の根幹でございます。

再度御質問いたします。

市長はこの件についてどうお考えかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 突然の御質問でございますので、ちょっと的確に答えられないかもしれ

ませんが、健康に対すること、これは本当に、今、市としましても本当に大事なことだと思っています。特に青年の方々に対しては健康診断ということで予防医療、そういったことも考えていかなきゃいけない。その予防医療の一つとして、まさに健康な教室づくり、これはもう本当に必須だと思いますので、私も今回本当にいい質問をおっしゃられたなあと思っておる次第でございますので、これからの学校に対する改修とか、大規模改修を含めます改修、そういったところからもやはりちょっと考えていかなきゃいけないなあというところで気づきをいただいた次第でございます。

本日のところはその程度の答弁にさせていただきます。よろしくお願いたします。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） いずれにいたしましても、牛牧小学校につきましてはロッカーが小さいというのが現状でありますので、早急な対策、もしくはソフト事業となるかと思っておりますので、改善をしていただきたいと要望だけ申し上げます。

また、保育園、幼稚園から毎年新1年生が各小学校に入学されております。

おじいちゃんやおばあちゃんがかわいい孫のために買ってあげたランドセル、子供のためにと保護者の皆様が子供のために買ってあげたランドセルにほこりがかぶらぬよう、整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1 番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時55分から再開をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6 番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6 番（杉原克巳君） 議席番号6 番、無所属の会、杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告により質問をいたします。

質問の前に、本日は早朝より御多忙中のところ、議会に傍聴いただき本当にありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げます。

また、一昨日早朝7時57分に発生をいたしました大阪北部の地震に際し、被害に遭われ5名の方が亡くなっておられます。この方の御冥福と、あわせまして多数の方が負傷されておられます。そのお見舞いとあわせまして早期の回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、今回の質問は、1つ目に今後予測される緊縮財政下における財政運営についてということで、5つの視点から質問をさせていただきます。

その内容の一つは、財政規律、2つ目には安定財源確保について、そうしまして3つ目には100億強ございます基金の運用活用についてでございます。そうしまして4つ目には、データを見ておきますと、本市は10億前後の繰越金がございます。その前提となります予算管理のあり方について4点目を質問させていただきます。最後は、今後瑞穂市の財政がどうあるべきかというようなことで、その羅針盤たる、要するに将来の財政収支予測表の作成について質問をさせていただきます。

2つ目の質問につきましては、昨年5月に土地利用基本構想案が提示をされまして、ほぼ1年が経過をいたしております。したがって、この1年間に執行部のほうといたしましていろいろな施策を考えておられると思います。そのフレームワークというか基本構想というものもうできているのではないかとということで、これは市長にお答えをお願いしたいというふうに思っております。そうしまして、そのロードマップにつきましては、都市整備部長から報告をいただきたいというふうに考えております。

ただいまより質問席に行きまして、この2点の項目につきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、最初の質問ということで、予測される緊縮財政下における今後の財政運営ということで、先ほど5項目について質問をさせていただくということでお話をさせていただきました。早速質問に入らせていただきたいと思っております。

今後、地方自治体の財政運営は国の政策経費の中、地方交付税は社会保障費に次ぐ規模を占めていることから、この先地方財政にも歳出抑制の圧力が高まってくるのは必至の情勢であると考えられます。また、生産人口の減少に伴う市税などの減少や公共施設の老朽化対策などの課題にも対応しながら、今後も限られた予算の適正な執行が求められております。

活力あるまちであり続けるためには、市民ニーズを的確かつスピーディーに対応することはもとより、継続的で安定的なサービスを提供していくことが必要であります。そのためには財政の弾力性を継続することはもちろんのこと、健全な財政運営が不可欠であると考えます。

そこで、財政状況を分析する際には財政収支、それから財政構造、それから将来への財政負担の3つの切り口から点検するのが一般的だと言われております。

まず、財政収支を見るための代表的な資料といたしまして、実質収支比率というものがございます。この数値は、歳入決算額から歳出決算額を引きまして、そこから翌年度への繰り越すべき財源を引き標準財政規模で割り返して数値を求めるものでございます。

本市の推移を見てみますと、25年度の数値は6.0%、26年度が5.5%、27年度が8.4%、28年度の数値が6.4%となっております。実質収支比率とは、自治体の財政規模に対する収支の割合を示す指標で、通常は3%から5%が適正な範囲と言われており、大きければこの数値がよいというものでは決してございません。本市のこの4年間の推移を見ますと、常に5%を超え

る数値で推移をしていますが、この適性概値にはデメリット要因が発生すると言われており、注視をしながら財政運営を遂行するのが望ましいと言われております。そこで実質収支比率が3%を下回った場合には、剰余金が少なく翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定をされます。一方、5%を超えるような状況は、剰余金が多額に発生したことで、その要因というものは収入が当初よりも上回った場合か、あるいは歳出の不用額が多額に生じた状況を示しており、年度の途中でこうした実態を把握していれば、補正予算を編成してその財源を有効に活用できるということでございます。したがって、歳入が予算額を上回れば剰余金となり、歳出との差額の不用額とともに繰越金となるわけでございます。繰越金につきましては、また後ほど質問をいたします。

要は、年度の途中で適宜こうした状況を把握し、新たな課題に対応して補正予算を編成したり、次年度以降の財政運営のための基金に積み立てたり、地方債の繰り上げ償還を行っていくということが財政運営上必要かと思われるわけでございます。

そこで、最初の質問に入るわけでございますが、今ほど一般的には3%から5%が適正な範囲と言われるというふうに私は申し上げました。

ここで、本市はこの4年間、常時、先ほども言いましたように、5%を超える数値で推移をしていますが、常にこの数値というものを認識して運営をされていたのか、あるいはその数値が無意識で、結果的としてこのような高い数値になったのか、今後の改善の意思があるかどうかの答えをお願いいたします。

総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

実質収支比率の関係でございますが、まず実質収支比率の算出方法について説明をさせていただきます。重複する点があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

実質収支比率とは、当該年度の標準的な税収入と普通交付税を合算した標準財政規模、当市の場合は、平成28年度でおよそ110億円となっておりますが、その標準的な財政規模に占める当該年度の翌年度に繰り越す財源を除いた実質の繰越金、当市の場合はおよそ7億円ありました。その割合を示すのがこの実質収支比率となっております。この実質収支比率における財政の分析内容としましては、予算執行が適正に行われているかということ进行分析する指標となっております。つまり、歳入についてはどれだけ予算を超えて収入としたか、また歳出においては、予算に対してどれだけ不用額が発生していたか进行分析する指標となっております。

そこで当市の場合は、議員御説明ありましたように、この実質収支比率は平成28年度で6.4%となっておりますが、その比率を分析しますと、歳入においては予算額より超えた収入

は約2億円弱ありました。その主なものとしましては、市税、地方譲与税、地方交付税など一般財源としての税収入がおおよそ2億1,000万円と予算を超えて収入したものとなっております。

また、歳出における不用額としましては、おおよそ5億円となっております、その主なものとしましては、工事など予算が大きくなる土木費の不用額がおおよそ1億3,000万円、さらに扶助費など民生費の不用額がおおよそ1億円となっております。ただ、この不用額には、平成27年度から繰り越した中学校空調整備事業や野田橋歩道橋整備事業など前年度から繰り越した予算の不用額が約1億円弱あり、これら前年度からの繰越予算は平成28年度の補正予算など予算措置で減額できないため、決算としましては不用額扱いとなっております。

以上、歳入の超過収入2億円と歳出の不用額5億円が繰越金7億円の要因となっておりますが、この実質収支比率については県内21市の状況を見てみますと、県内21市の平均は7.0%となっており、最も低いのが下呂市で2.6%、最も高いのが多治見市で10.9%、岐阜市は8.8%、各務原は9.4%、羽島市は5.9%となっております。当市は6.4%と県内21市中7番目に低い数値、言い換えれば21市中15番目に高い数値となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） きょう、私ちょっと時間の都合で、今、部長からお答えになられました数値のところはちょっとカットいたしましたんですけど、要はよく言われるんですけど、4つの財務指標分析というのがあるわけなんです。その中には、要するに実質赤字比率、連結赤字比率、公債費比率、それからあとは将来負担比率というのがあるわけなんです。このデータも私実は持ってございまして、きょうは時間の都合でちょっと割愛させていただいたんですけど、これを見ますと、本当に県下に、今、部長が言われましたように、21市の7番目、たまたま財政比率がそうなんですけど、本当に総体的に見ますともう本市は本当に健全経営な地方財政であるということだけ申し添えておきまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、安定財源の確保ということにつきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

今後増大する社会保障費、公共施設の長寿命化によるライフサイクルコスト、道路の新設・整備等社会インフラ等の費用の増大する中、本市が持続可能な成長発展をしていくためには、先ほど来言っております、今後安定した健全財政を確保していくということが大変大事であるわけでございます。

それには、さらに新たな収入源が必要と考えられるわけでございますが、その施策がありましたらお答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問にお答えします。

新たな収入源確保の方策ということでございますが、瑞穂市第2次総合計画の施策としても掲げております地域雇用の創出と経済の活性化を図るための企業誘致の促進やふるさと納税の推進をもって財源確保を図っていきます。

また、広く財源確保となりますと、使用料、手数料などの適正な受益者負担、また未利用地の貸し付けや処分、また国・県補助金の最大限の活用などにより財源確保を図っていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） では次に、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたんですが、基金が100億強もあるわけですね。その100億強の運用、活用についてお尋ねをいたします。

先日新聞に全自治体の基金は2016年度末で過去最高の21兆5,000億円に達しております。そこで財務省は地方財政には余裕があると指摘をしましたが、2018年度、今年度につきましては自治体の反発で交付税の削減は見送られました。また、先日の政府の骨太方針で、この3年間は2018年度並みの地方交付税を実施するというを言っておられますが、19年度以降、国の財政状態も引き続き厳しさが増す中、いつこの事案が浮上しかねない状態であることはまず肝に銘じておかなければならないと思います。

そこで、地方自治体で財政の安定運営のためには、自主財源の確保のための基金運用というものが大事だというふうに私は思っておるわけでございます。

本市の基金の推移は次のようになっておるわけでございます。26年、27年、28年を申し上げますと、財政基金は22億、23.9億、25.9億と。それから減債基金、これは借金の返済のファンドに当たる基金なんですけど、これが12億、12.1億、12.1億ということで、27年、28年は全く同額です。

次に、目的別の特定目的基金、これは公共施設整備基金とか下水道事業対策基金とか地域福祉基金とか、それから地域振興基金とか、今年度から新たにふるさと応援基金、庁舎建設基金等がありますが、この26年、27年、28年、特定目的基金は61.4億円、それから27年度は60.7億円、それから特定目的基金のトータルが62.3億円ということで、合計が26年度が95.4億円の基金、27年度が96.7億円、28年度が100.4億円ということになっておるわけでございます。

この基金の多くは、一般的には災害対応や公共施設の老朽化対策に備えて積み立てているというふうに考えておられますが、この3年間の基金の総額ベースでは余り金額には変化が見受けられません。本市の公開データを見ますと、28年度、先ほど言いました基金が100.4億円ある中で10%の債券運用がされております。10億円の拠出がされておられますが、そこから得られる運用益はどれほどか後でお答えを願いたいと思います。

ちなみに近隣自治体のホームページを見ますと、基金条例というものを設けまして基金の運用を実施されておられます。内容を見ますと、27年度の基金総額が92.6億円と、うち債券運用額が25.9億円やっておられると。その債券利子が6,600万、28年度が基金総額84.4億円、うち債券運用額が27.9億円、債券利子が3,200万円を捻出されておられます。

そこで、本市も基金の効率的運用というもののお考えがあるのかわかりませんかお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） ただいまの杉原議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、現在、基金総額、議員がおっしゃるとおり約100億円のうち現在、債券の運用としましては、財政調整基金、公共施設整備基金、そして下水道事業対策基金におきまして、それぞれ3億円ずつ、合わせまして9億円の基金で国債を購入しております。その運用益としましては、28年度で90万円でございます。

あと近隣の市町ということで、そこでは条例等を設置してということですが、瑞穂市も同様に基金条例を設けまして、同様に運用をしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、近隣市町ということで本巣市がホームページに出ておまして、今データを見られたと思いますけど、うちの場合は10億円ということなんです。それで、これは運用ですからこの機関にお願いをされているかどうかわかりませんが、要するに一番最後の項目で質問いたしますけど、やはりこの10年計画の財政収支予測というものをある程度の事業を前提にして、俎上に上げて、そこで資金をためておく。要するに活用しない手は私はないと思うんです。ですから、そこで一つの歯どめとして、そういう条例等がございますから、他市町の状況もよく見ていただきまして、やはり自主財源の確保ということでこの100億円の全部を私は運用せよとは申しません。やはり他機関の協力を得て、そこら辺の基金の運用というものも積極的にやっていただきたいということで、次の質問をさせていただきます。

先ほど実質収支比率のところが発生しました繰越金につきまして質問をいたします。

繰越金とは、次年度に繰り越される剰余金のことです。お金がないから、あれもできない、これもできないという割には、先ほどから言いましたようにお金が余っている現状ではないかと私は推察をいたします。繰越金の推移を見ますと、25年度が9.5億円、26年度が11.2億円、27年度が12.9億円、28年度が9.5億円となっております。27年度は歳入186億円に対して繰越金の構成比は6.9%、28年度は歳入178億円に対して5.3%を示しております。

また、本市の28年度の歳入における構成比は、主に市税が39.1%、地方交付税が14.1%、国庫支出金が11.4%、県支出金が5.7%、市債が5.7%、繰越金が7.3%を示しております。この繰越金は決算により生じた剰余金のほかに、先ほどもお答えの中にございましたが、翌年度に

繰り越した財源としての繰越金もあり、次年度継続事業がどの程度あるかなどの違いもありますが、一概にこの数字のみをもって余らせ過ぎと判断することはできませんが、財政需要の効率的運営の視点から考察するならば、今後はシビアな計画運営が要求される場所であると、私はこの要因の一つには当初の予算設定方法等に問題があるのではないかと考え、お尋ねをいたします。

もし、今後この繰越金等の金額が縮小していくような改善策というものがありませんでしたら、その知恵もここでひとつ御披露願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの繰越金にかかわる質問でございますが、繰越金が多くなっているのは、当初予算設定方法等に問題があるのではとのことでございますが、当初予算においては、その予算編成方針の中で、扶助費、維持補修費、投資的経費など、性質別に予算編成方針を打ち出しており、その中で、例えば扶助費などにおいては、事業効果を検証した上で需要の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込むこととしておりますし、維持補修費、また物品購入などの歳出の見積もり徴取に当たっては、基本的に3社以上の見積もりをとって経費の縮減を図り、必要最少限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努め、一層の効率化に取り組むこととしております。

特に歳出における入札差金、事業完了による精算、決算見込みによる年度途中の減額などは、12月、3月補正でも減額するよう査定を行っているところでございます。御理解願います。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 時間の関係、ちょっと急がさせていただきます。

次に、財政見通し表の作成についてでございます。

先ほどのコメントのところとまた重複するかもわかりませんが、今、瑞穂市は第2次総合計画、これが25年度最終年度、そうしまして先般の都市マスタープラン、これも25年度ということで、大型の事業がめじろ押しというような状況でございます。

また、今後も先日の市長のお話ではないんですけど、人口問題研究所が25年には5万7,500人ほどの人口になるということで、今からいいますと三千何ぼの人口がふえるということは、古橋地域の8割くらいの方の人口がふえるということでございますが、そのようなことで、今後そういう公共施設関係の費用とか、または大型プロジェクトの推進事業等、めじろ押しの状況になっておるわけでございます。その事業を遂行していくためには、やはり財源の確保、またその財源の計画性を持った使用ということが非常に大事になってくるということでございます。ですから市民の皆様もそういうことは観念的にはわかっておるわけなんですけど、やっぱりこの数字をもってお示しをするということは説得力もあると思うんですよね。私は前もちょ

っと質問いたしましたんですけど、そういう意味からしましても、私もホームページで見ると、関西地域のある市なんかは毎年修正をして、もうその10年間の収支予測表を出して、それもコメントをつけてホームページに出しておられるんですよね。ですからそういうところもやっておられます。ですから当市もほかの行政ができることは我々本市もできないということはないと思います。そこには物理的な問題もあろうかと思いますが、やはりそれは仕事の優先順位、やはり市民の皆様には情報の公開、今、瑞穂市はこういう状況で、今後はこうなりますよという道しるべという意味からしましても、ぜひともこの資料の作成ということをお願いしたいと思っておるわけですが、部長の御見解をお願いしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問ですが、将来の財政状態を示す資料の作成ということでございますが、本年度当初予算でも皆様方の承認を得た予算措置をさせていただいているところでありまして、期間としましては、平成31年度を初年度とするおよそ5年間の中・長期の財政計画の策定を予定しているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） これで1つ目の質問は終わらせていただきまして、続きまして企業誘致に向けた進捗状況について質問をさせていただきます。

まず、岐阜県内の企業誘致に関する状況をここで紹介をさせていただきます。

県のホームページに経済産業省から発表されました29年度年間版工場立地動向調査の岐阜県内の工場立地動向についての資料が公表されております。この資料は、経済産業省から年2回上期（1月から6月）分と年間の2回公表され、大変興味深い資料でございます。

そこで、今回年間版をもとに全国ベース、県の動向、さらに地域別ということで岐阜、西濃、中濃の3地区に分けて立地件数、立地面積等を紹介させていただきます。

まず全国ベースで見ますと、製造業の立地件数は全国で1,009件ございました。前年比1.7%増、県単位では全国で岐阜県は12位、これは30件、前年は41件ございましたから11件減っておりますが、全国平均は21.5件というふうになっております。

続いて立地面積、これはヘクタールを単位に申し上げますと、全国ベースでは1,228ヘクタール、前年比9.4%増となっております。本県は、全国で第5位、面積で68ヘクタール、前年面積比31ヘクタール増、全国平均が26.1ヘクタールとなっております。

また、立地件数30件のうち工業団地内の立地は9件、このうち3件は5ヘクタール以上の比較的大規模な立地、また1ヘクタール以上の規模の立地は12件となっております。

さらに地区別の動向を見ますと、岐阜地区、西濃地区、中濃地区の3地区の立地件数、立地面積を見ますと、岐阜地区は8件の1.7ヘクタール、西濃地区は9件の8.2ヘクタール、中濃地

区は7件の12.7ヘクタールとなっております。

また、24年から29年度の6年間の県ベースの製造業の業種別立地件数動向を見ますと、1位が輸送用機械器具製造業で40件、64.4ヘクタール、2位が金属製品製造業で35件、30.2ヘクタール、3位に食料品製造業が23件の36.3ヘクタール、4位にプラスチック製品製造業が15件の24.6ヘクタールとなっております。反面、紙加工品製造業は8件の3.6、印刷・同関連業は5件の4.7ヘクタールと減少しております。ここ二、三年はゼロ件となっております。この現象は日本の産業構造の変化を反映しているものと受けとめてもいいのではないかなあというふうに私は考えております。

以上のことから、総体的に県内の企業誘致の堅調さが続いている要因として3つの事柄が上げられます。

1つは金融機関との連携体制の強化ということであります。県内の金融機関と定期的に企業誘致に関する情報交換を行い、企業立地に結びつけておるとのことです。

2つ目は、広域アクセスの充実ということでございます。東海環状自動車道東回り、東海北陸自動車道の整備が進み、県内を横断する東名・名神、中央自動車道と合わせた広域アクセスが充実したことだと。

そして3つ目には、強固な地盤と。先日も大阪北部で地震がございましたが、この地域は地震災害のリスクに備え、県内の工場用地には強固な地盤が評価されておるといことも上げられるということでございます。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、本市の企業誘致に向けた経緯を振り返りますと、昨年の5月19日の産業建設委員会協議会で企業誘致に向けた土地利用基本構想案が提示され、その目的、基本構想が明らかにされました。早速6月の定例会で補正予算で企業誘致に向けた土地利用基本構想策定業務委託料として998万8,000円が上程され承認をされました。その後、私は12月の定例会の一般質問で企業誘致の進捗状況について問いましたところ、企業ニーズのアンケートを中心に企業の考え方の説明を受けました。調査対象といたしましては、市内に事業所を置く企業を中心に製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業を対象業種に従業員が20人以上、なおかつ資本金は1,000万以上の70社を調査対象といたしまして回答は業種別で製造業が16社、運輸業が8社、小売業が6社、その他1社の計31社からアンケートの報告を受けたという回答がありました。

回答の内容といたしましては、まず重視する要素として、新規の立地の際には用地の価格、従業員が確保しやすい、取引先との距離、道路の整備状況等が上げられ、経済性や事業環境、立地環境の要素も重要視されている旨の報告がありました。また、必要な用地として、新規立地で求める面積として、事務所を目的として600平方メートルを希望し、現在の事業所等の用地面積については3,000平方メートル未満の回答が多く、使用目的は営業所、倉庫、車庫であ

るということでございます。また、工場の目的といたしまして、1万平方メートル以上の店舗面積としては、店舗目的としましては、1万平方メートルから2万平方メートルを希望しているとの報告を受けました。また、今後の候補地の検討の前提として、面積規模として他の工業団地の例や今後の瑞穂市の必要面積を考慮した場合、行政サイドとしては30ヘクタールを一つの目標面積と考えていると。さらに市街化区域、農業振興地域の工業系用途地域や工業団地としての面積要件等の土地利用条件、立地条件、用途条件及び各種法規制の検討を行っていくとの答弁がありました。

私はここで1つ御提案なんです、市内外の企業誘致をする上の情報機関の利用として、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供している地域経済分析システム（RESAS）の有効活用をすることも一方策だということで提案をいたします。

さらに本年に入りまして、3月の定例会の所信表明で、市長が今後の本市の発展、財政状況を鑑み、地域雇用の創出と経済の活性化を図るために、企業誘致の促進を推し進める旨の決意を述べられております。

また、あわせまして30年度の当初事業計画の一部事業といたしまして、十七条の市道9-1207号の道路拡幅改良工事案が上程されております。この道路は今後予定されている企業誘致に向けた開発地域の先行投資であると私は考えております。

そこで、市長に質問をいたします。

企業誘致公表後1年近く経過をいたしております。その間、種々検討を重ねられ、おおむね基本構想、フレームワークというものができ上っているというふうに私は推測し、その概要がもしおわかりになりましたら、市長、お答えをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 12月の定例会での一般質問の中では、企業ニーズのアンケート結果をお知らせしましたが、その後の工業団地整備候補地の検討について、少しお話をさせていただきます。

選定条件として企業ニーズや計画的な土地利用、企業立地に対応した土地利用の状況を考慮し、市内全域から7カ所の候補地を選定いたしております。本来であれば、工業団地の形成に適した市街化区域の中で準工業地域、工業地域、それから工業専用地域と用途地域が指定してありますが、本来その中で工業団地を形成すべきというふうに考えておりますが、十分な面積が確保できないということもありまして、それ以外の地区で選定をしているというような状況です。

先ほど来から説明がございましたように、瑞穂市の南部では名神高速道路へ直結する安八スマートインター、それから根尾川を挟んで瑞穂市の西側で来年度には開通すると言われており

ます東海環状の大野神戸インターチェンジ、これらの道路交通等も目まぐるしく変わっているというような社会情勢も踏まえまして、土地利用条件だとか立地条件、用地の条件についてそれぞれ評価いたしまして、十七条・十八条地内、それから宝江、それから祖父江というふうな場所を選定しております。

残念ながらこれはいずれも農業振興地域であったり、市街化調整区域であったりというような地区でございますが、昨年の6月の国会の法律の改正等、新しい法律ができた中で、農村産業法とか地域未来投資促進法、これらの法律に沿った形で企業誘致を目指していきたいというふうに考えております。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、都市整備部長からお話がございます、私がちょっと質問している事項と重複いたしますが、そこはちょっと御理解いただきまして、企業誘致構想発表後、本市を取り巻く近隣自治体の動向が私は大変気にいたしております。本巢市は、先ほど部長からもお話ございましたように、東海環状自動車道西回りルートが未開通だった高富インターチェンジ、大野神戸インターチェンジの19.2キロが2024年度に開通のめどが立ち、（仮称）糸貫インターチェンジの見通しが立ちました。また、大野町では、県内最大級の道の駅「パレットピアおおの」がこの7月11日にオープンをします。さらに大垣西インター、大野神戸インター間は2019年、来年開通見通しが立ち、神戸大野インターチェンジのオープンする運びになっております。また、安八町におきましては、名神高速道路の安八スマートインターチェンジがことしの3月24日に開通をいたしております。これらの近隣自治体はさらなるステージアップのため、高速自動車道の利用を起爆剤に企業誘致や物流、観光誘客に弾みがつき、積極的に施策の展開が開始されているようであり、日々環境が変化していることを私は実感いたしております。

そこで、再度、都市整備部長にお尋ねをいたします。

昨年の5月19日に産業建設委員会協議会の資料の企業誘致に向けた土地利用基本構想フロー図をいただいておりますが、その後のロードマップもお示しを願いたいと思っておるわけでございます。

要は、私が今一番心配しておるのは、今まで申し上げましたように、本市を取り巻く自治体は競って企業誘致合戦をしているさなか、本市は蚊帳の外に置かれているように見えるからでございます。巷間では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後には景気の停滞、不況期が来るのではないかというふうにも心配をされております。要はスピード感を持って対応せねばならぬというふう考えております。

もしロードマップ等が作成されておりましたら、部長のほうからお示しをいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの答弁の続きになるかとは思いますが、候補地の中で特にやはり北西部については、東海環状の新しいインターチェンジができるということもございまして、そこは1つ面積としては市が目指しております約30ヘクタールの面積は確保できるというようなことありまして、十七条・十八条地区、農振除外だとか農地転用についてその手法を整理しているところでございます。

その中では、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設を整備する場合と、先ほど言いました今年の6月に改正されまして、農村産業法に基づく実施計画の策定を整備する場合と、その2つが考えられるわけなんですけど、現在のところその具体的に事業者が決定して、さらに農業従事者の就業機会の増大が条件となっているため、市が独自で場所を選定し、先に開発して企業誘致するという方法はとれないような状況にございます。

進出企業の規模については、工場適地として以前からございます、先ほど議員がおっしゃられましたような、十七条地区の工場適地、そういうところの空き用地の活用がまた問題になってくるので、これらの地権者に土地活用の意向調査を行い、企業のニーズに対し地権者情報の公開の可否などを整理し、スムーズに対応できるようにしたいと考えております。

また、既に立地している企業が既存施設の拡張を行う場合には、農地法の中で例外規定がございまして、拡張条件などを事業者の説明して、事業拡大に協力していきたいというふうに考えております。

また、少し話は変わりますが、市内の企業動向を少しお話しさせていただきますと、牛牧地内で木質バイオマス発電事業が行われています。株式会社岐阜バイオマスパワーさんでは、既存工場の隣接地に新たな発電工場の拡大を計画されています。2020年秋の稼働予定を目指していると聞いておりますので、今後、工場拡大による雇用の増加、県内の林業の活性化、それから地産地消の資源循環型社会の実現並びに電力の安定供給が期待されていますので、これらを報告させていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、部長のほうから事細かく御説明いただきましてありがとうございました。

要はもう以前のような工場団地をつくるのではなくて、オーダーメイド方式でやっていくということでございますですね。

そうしまして、私、一番懸念しておるのは、この大型のプロジェクトですから、今の陣容で果たしてこの事業というものが円滑に遂行されるかどうかということが私は一番懸念をしておるわけでございます。ぜひともこの事業を成功させるためには、やはり我々議員もバックアッ

プをして、地域の皆様にもいろいろな説明もさせていただきたいというふうにも考えておりますから、ひとつお互いにタイアップをしまして、この瑞穂市の発展に寄与したいというふうに考えておりますから、よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時14分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 堀武君の発言を許します。

堀君。

○13番（堀 武君） 堀武。

議長のお許しを得たものですから、一般質問をさせていただきます。

まずは、みずほバスについてです。

今月、4月よりみずほバスの1路線増と安八線が開通して、穂積駅前ではいろいろな現象や問題が起こっています。

駅を利用する人の意見は、同じ駅を利用する市民であるのに、完全にバスが優先であり、送迎車はとめる場所も遠くなり、台数も少なく不便であり、以前のように戻してもらいたいとする意見を聞いております。送迎車がバスレーンにとめていると、バスからクラクションを鳴らされております。バス路線ゾーンには柵がつけられ、送迎車からおりる人には危険な状態になっております。送迎車は、とめる場所もなく、肩身の狭い思いをしていると市民の声があります。

また、朝日大学の学生バスは、乗れないほどの学生が待っていますが、雨をしのぐひさしもないバス停を見ていると、ワイワイ会議を2年もやっても何ら一つ改善ができていないことが、棚橋市政のこの現状であります。

みずほバスの運行経費は、今後とも継続することになると、大きな金額が必要となっていきます。

市長は、みずほバスの利用状況をどのように分析し、今後の方針とするのか、過去の答弁との整合性を踏まえて質問をしたいと思っております。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。よろしく願いします。

4月よりみずほバスが4路線となり、2カ月が過ぎていますが、利用状況や市民の意見はどのように把握されているのか。また、運行本数がふえているが、どのように利用者増を比較し、費用負担、効果を判断しているか、お答えください。

これに関して言えば、本田地域を走っている路線を見ると、ほとんど昼間に関しては人が乗っていないような状態が見受けられるものですから、簡潔に答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまのみずほバスの御質問にお答えさせていただきます。

平成30年4月及び5月の利用状況について、御報告をいたします。

先般の総務委員会で御報告をしたところでございますが、利用者数は4路線合計で1万6,526人で、前年の同月と比較して4,778人増加しております。

市民の意見につきましては、体系的な調査は行っておりませんが、利用者が増加していることから一定程度の評価を受けているものと考えています。

旧路線との比較方法につきましては、新路線は1路線当たり運行本数を増便していることから、1便当たりの利用者数で比較し、効果を検証したいと考えておりますが、新路線での運行となり2カ月しか経過をしていませんので、利用状況や市民からの意見を蓄積し、今後、分析を行いたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては、状況を見させていただきたいと思っております。

では、昨年12月議会で、私の一般質問に対して、梶浦総務部長は、朝日大学の学生バスとの協議を進める中で朝日大学から経費の負担を求められていると発言されていますが、朝日大学からどのような提案があり、幾ら求められたのか、具体的に答えてもらいたい。

そのときの答弁では、朝日大学とはバス運行の協議はしないという方針であるとしていたが、3月議会で、他の議員の一般質問では、検討されると答えられている。部長からの答弁は、部長が単独で答弁したものであるのか、市長の代弁者として答弁をされているのか、市長はどちらか。

これは市長に答えていただきたいんですけれども、この朝日大学の件に関して、どのような形で、私のときには検討をしないと言われていたのに、12月の時点の他の議員の質問に対しては検討をするというように答えられていますけど、この整合性に関して、市長はどのように思っておられるのか、これは市長に答えていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問でございますが、堀議員からの12月の質問と3月との答弁の違いについて、私のほうが答弁いたしましたので、私から御回答のほうをさせていただきますと思います。

まず、経費の負担を求められると答弁した経緯及びどのような提案があったかについて申し上げます。

みずほバスも、朝日大学のスクールバスも、現在、岐阜バスにて運行をされています。昨年の10月にみずほバスの運行負担金の協定書を見直したように、朝日大学と岐阜バスとの運行計画の変更、つまり運行負担金の増額に係る協議が昨年度に行われた折に、市への一部負担の相談がありました。スクールバスへの負担については、コミュニティバスとの目的が異なることから、お断りをさせていただいた次第であります。

12月議会の一般質問での答弁については、それを踏まえて、スクールバスをPLANT-6まで運行を延伸することについて、確実にコミュニティバスとしての運行となることから、朝日大学が運行しているバスである以上、正式な協議がないまま、市が意見を申し上げることができないと申し上げました。また、12月の時点では、安八穂積線の路線、みずほバスのPLANT-6への乗り入れ本数も決まっていなかったときでありましたので、そのようにお答えさせていただきました。

3月議会の松野貴志議員の一般質問の、朝日大学のスクールバスの運営費の一部を市が負担してPLANT-6のルートで運行してはどうかという御質問に対し、今回のみずほバスの再編により、PLANT-6へ1日当たり2便を増便し、新たに運行される安八穂積線もPLANT-6付近に停留所を設けられることから、PLANT-6に向かうバス利用者の利便性は高くなったと考えており、今後はそれぞれの利用者の実態を調査・分析した上で検討したいとお答えさせていただきました。

12月議会のときと3月議会のときでは、朝日大学からの負担相談があったことや、PLANT-6へのバスの計画状況が明確になったことで、質問の回答が異なり、誤解を招くことになり、申しわけございませんでした。

現在の朝日大学のスクールバスのPLANT-6への乗り入れにつきましては、みずほバス、安八穂積線、それぞれのバスの今後の利用状況を調査・分析した上で、市が負うべき公共交通としての役割を整理して、検討していくべきであると考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今の梶浦部長の答弁のとおりでいいんですか、ちょっとそれだけ答えてもらえればいいです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申し上げます。

私どものほうに朝日大学さんは一度お越しになりました。ただし、それはあくまでも、軽井沢の事故によってバスの業界自体が大きく変化していると。その中であって、非常にこれから大きな多額の契約しかできないんじゃないかという危惧を持たれて来られた次第でございます。具体的に幾らの補助を下さいとか、そういったことは一切ございませんでした。

以上、報告といたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、3月議会で梶浦部長は、名前も言われたのであれですけども、松野貴志議員にこのような答弁をされるならば、前もってこれに関して私が質問をしていることですから、状況が違ったというようなことを前もって説明するべきではないの。違いますか。

議員がそれに関してどのような形でと云々しておるのに、検討の余地もないと言いながら検討するという、その整合性を今のような形で云々するならば、今度、質問に対してこのようにするけど、前回と状況が違っているんだから、これに関して了解をしてほしいと一言言うべきであったと私は思うけど、その点、どのように考えているか、答弁してみてください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今、堀議員さんおっしゃられることは、松野貴志議員さんに対する対処と、それから堀武さんに対する対処が違っていたということをおっしゃられるわけですね。

まさにその中のことにございましては、私の答弁を待つよりも、むしろ本人でございまず先ほど説明いたしました梶浦部長、そちらの答弁が正確だと思いますし、なおかつ梶浦部長がお二人の議員さんとのその時々当事者でございますので、その梶浦部長の答弁のとおりだと私は思いますが。それしか私のほうは言いようがございませんが。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては、それ以上言うつもりはないですけど、やはり議員としてのプライドを持って質問していることに対する答えに関して、違った回答が出るならば、それ以前に対して状況を説明する、それぐらいの度量を持って議会議員に対して対処してほしい。あくまでもそのようなことをすることができれば、議会と行政との密接なる関係ができ、提案・提言ができるんですけども、提言・提案をしたことに関して、それを否決しておきながら、次には検討するという、その中身がわからない以上、今、初めてこの中身がわかったことで、そのような形で答弁を3月もしているとは思わないもんですから、やはり議会と行政が二輪の輪というならば、その辺のことを対処できるような職員、行政、それになってほしい。それには、市長のリーダーシップ、副市長ともどもリーダーシップを発揮して、議会と行政が二輪の輪というならば、その辺のことの対処の仕方というのをよくよくしていただきたい。

私も議員生活十何年になりますけれども、このような形での答弁をされたのは初めて。だから、その辺のことをよく考えてやっていただきたい。

では次に、今後のみずほバスの利用状況を分析し、利用者が少ないバス停や利用者の少ない路線はどうするのか。

これに関して言えば、ふえているという部長は話を言われていたんですけれども、昼間の路線を私が見ますと、本当に空、誰も乗っていない。乗っていても1人ぐらい。そのような路線が現実的にあるものですから、その辺のことを含めて、検討を1年間して行って云々してもいいですけれども、されるのか、それともそういうことはなしに今の路線でいかれるのか、ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 利用状況の分析は今後行ってまいります、4月より4路線に増便し、利便性の向上を図ったところでございますが、バス停や路線の変更については、今後の状況や市民の皆様からの御意見を伺いながら、検討していきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関しては、これからの問題ですから、4路線をして、今の体制でやることに批判するつもりはないものですから、それに関してはよく精査して、費用対効果を考えながらいていただきたいと要望だけをしておきます。

次に、みずほバスが3路線から4路線になり、今年度の委託金7,198万円、今後、毎年1,000万ぐらい膨らみ9,000万になる。安八線の委託料は848万円で、今後の総額では1億円ぐらいになると想定されます。今後も、モレラ穂積線も運行予定であれば、委託金額負担増や駅前バスターミナルも必要になるし、一般送迎車の待機スペースも、現状ではない。また、みずほバスには高齢者はほとんど乗っていないと思われるのが現状であります。通勤・通学生だけが乗っているが、市民全体や、特に高齢者の運転免許返納者の交通手段を確保する面からも、どのような対策を立てておられるのか、総合的に少し御答弁願えればと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず、みずほバスの再編後の負担金について御説明をさせていただきます。

平成29年10月1日に瑞穂市コミュニティバス運行協定書を岐阜バスと締結し、協定書に基づいて運行経費の負担額を決めております。それまでは岐阜バスへの負担金支払いを定額としておりましたが、3年間をかけて段階的に実績に基づいた負担金支払いへと移行することとしました。

次に、848万円を計上する路線バス運行費負担金について御説明申し上げます。

路線バス運行費負担金は、市内を運行する事業者バス路線の維持・管理のために支出するものです。

岐阜バスの大野穂積線、美江寺穂積線の運行に係る負担金は250万円、名阪近鉄が行います安八穂積線の運行に係る負担金は598万円を計上しており、負担金総額は848万円としておりま

す。バス運行に係る負担金は、総額8,046万円となります。

どの路線についても、実績に基づき負担金を支出、つまり運行経費から運行収入を差し引いた差額を負担とすることになりますので、利用者の増加が負担を減少させることにつながります。よって、利用者の増加に向けた取り組みや利便性の向上の検討を図り、負担金の増額を抑制したいと考えております。

なお、国・県への補助金申請を行っておりますが、実績がないものにつきましては、交付決定前であることも考慮して、含めておりませんので、交付決定を受ければ負担金は減少する見込みでございます。

また、モレラ穂積線については、2市2町で協議を行った結果、運行は難しいという判断に至りました。北側市町と、公共交通網の強化を図るために、大野穂積線の増便を検討する形で協議を継続しております。現行の協定書を用いた増便計画であり、試算では現行の協定書に決められている負担の上限額を超えません。また、既存路線と同一路線を運行することにより、既存施設を利用しますので、バスターミナル等へのインフラ整備も不要であり、また一般送迎車も現行のスペースにて待機可能であると考えています。

高齢者の利用状況につきましては、運行開始から2カ月しか経過していないため、把握できておりませんので、7月に行う乗降調査にて確認をいたします。再編後の路線の高齢者の利用率については、前年度の乗降調査により34.3%となっていることを補足として申し上げます。

今回の再編では、意見やアンケート結果を踏まえて3点の方針を上げ、皆様に御利用いただけますように変更しております。今後も利用状況を確認し、分析することで、利便性の向上を図られ、さらに利用いただけるよう改善に努めてまいります。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 岐阜バスに対しての協定書を言われるけれども、私から見ると、市としての向上努力を本当にされているかなと疑問に思う。なぜかという、じゃあバス1台が幾らなのか、運転手が幾らなのか、そして経費は幾らなのか、その辺のことを含めて、路線のメーター数で契約するのじゃなくして、これはあくまでもみずほバスという形のものですから、路線バスと同じような契約をするのでなくして、やはり企業努力を瑞穂市もして、少しでも安くなるような形で交渉をして、そうして適正なる金額というのを、相手に対してこれぐらいになるんじゃないかという積算根拠を示しながら、相手からも示されて、それに対してネゴというのか交渉をするべきで、一方的にこれは距離メーターによる単価契約のような気がするものですから、その辺のことでいって、再度見直しし、努力するようなことができれば私はしていただきたいと、これに対して要望だけしておきます。

だから、そのようなことでいえば、バスが幾らなのか、1台当たり。小さいバスで済むの、

29人未満のバスで済むのか、30人以上の大きなのでなければ単価も安く済む。いろいろな総合的なことを判断して、やはり交渉に当たっていただきたい。そうでないと、この9,000万、1億、これは継続すればすごい金額になるし、それを少しでも努力すれば、その分の金額が出ると私は言い切ることはできないけれども、出ればその分だけ高齢者に対するタクシーチケットなりいろいろな件なりで、そちらに運用を回すこともできるものですから、当然民間企業と同じように、相手は民間なんですから、利益を追求するのが民間企業ですから、それに対して公共である瑞穂市は、当然それに対処できるような交渉能力を持ってやっていただきたい。これもお願いをしておきます。

次に、これも前回質問したんですけれど、市ではバスを購入して業務委託をすることを検討したが、受託先がないと聞いているが、本当に協議がされたのか、甚だ疑問である。幼稚園バス、給食センターの配送など、業務委託はしているのではないのか。郡上市はタクシー会社が受託していると聞いているが、できないことではないと考えております。

前回のときには、検討をされたような言い方をされたんですけれども、具体的にどこで契約したのか、いつされたのかという答弁をされておられません。また、そのとき、給食センター及び幼稚園バスの件ですけれども、これを調べましたけど、幼稚園バスに関しては大垣のタクシー会社かな、給食センターも入札方式でやっている。

だから、僕が言いたいのは、そういう努力をしたのか。頭からできないというのでなくして、あらゆることをして、だけれどもできなかったとか。費用対効果じゃないけれども、じゃあそれに関して、瑞穂がバスを、あのときにも言っていたんですけど、余分に持たなきゃならぬ。じゃあ、余分に持って、新車で買って、何年もつのか。維持・管理費はどうなのか。人員に対して言えば、8時から8時なら2人要るで、極端なこと8人要るとか、いろいろなことを検討したのか、その辺のことを踏まえての御答弁を願います。

やれないことを前提の答弁なんて必要ないですから、そういうことを検討したかという答弁があればしてほしい。なければ、ありませんで、それで結構です。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） コミュニティバスを運行するための手段が各種ある中で、現在の運行形態がより効率的であると判断をしております。

コミュニティバスは、幼稚園バスや給食センター配送車両とは異なり、運休日や運行していない時間帯がございます。よって、故障や車検の際に備えて、ほぼ使用しない車両を1台以上、予備として所有しておくことが必要であります。また、柔軟な路線見直しができなくなることから考えると、バスを保有して業務委託することは難しいと考えております。

過去においても、タクシー会社や名阪近鉄バス等、バスを保有されている会社に御相談をさせていただきましたが、運転手の確保が現在の事業を運営するのも難しいことや、バスを新規

に購入してバスの事業に参入していただける事業者はありませんでした。

このことから、継続して岐阜バスに委託をすることとしていますが、今後は、今、堀議員からの御指摘も含めて、いろんな方法について検討してまいりたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから、部長、言うんですよ。物事に固定してしまうと、それしかないような判断で、相手に対して交渉力が落ちる。だから、あらゆる方法を検討する必要があるということをお願いなんです。

だから、今、幼稚園バスでもそうですけれども、2台でやって、運転手は、確かに時間的な云々はあるけれども、それに関して言えば、故障するのも同じこと、車検も同じこと、そうでしょう。だから、そういうようなことで、確かに土曜、日曜、祭日は休みかな、でも総合的に考えれば、2人の方が時間を云々して運営しているんですから、だからやれないことでなくて、やるにはどういったことをしたらできるのか。やることをまず考えて、それから出発してほしい、行政に関しては。

やれないことを前提に物を言えば、相手に対して弱みを握られる。そうでしょう。前のときの部長の答弁だと、やれないこと、要するに路線バスをお願いしているからという、そういう弱みの考え方では交渉はできない。あくまでもこれはこれとしての交渉をして、一番最善にして、例えば今の1億かかるやつ等を何ぼで安くする方法論を考えてやってほしい。それもお願いをしておきます。

次に、牛牧団地西側の市道は、大型貨物、大型バスの進入禁止という標識があり、その下には大型車、大特等という標識がついており、路線バスは除くという標識はないが、4月より運行しているみずほバスは運行上は路線バスではないのか、また大型車ではないのか、どのような理由で運行されているか、御答弁を願いたい。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 牛牧団地の西側道路につきましては、牛牧団地北交差点から牛牧野畑交差点まで大型車両通行禁止となっております。

この区間において、岐阜バスが北方警察署長に許可申請を行い、平成30年3月27日付にて許可をいただいた上で運行をいたしております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これに関していろいろ質問をしようと思ってきましたけれども、一番肝心なことで言うと、岐阜バスがこの許可を受けたというのは恐らく5条だと思うんです。第5条には、公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する歩行者または車

両等の運行の禁止、その他交通規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができると。公安委員会は、信号設置に係る事務を政令で定める者に委託できると。恐らくこの5条を適用したと思うんですけれども、この5条には、運用期間の短いものは警察署長で許可を出せると。これを北方署に確認したところ、この5条の申請でなっていると。

そうすると、あそこの走っているみずほバスは短期なの。運用期間の短いものなの。だから、警察署は書類が出れば許可をおろすけれども、岐阜バスは、この運用期間の短いという、どういう形で短いということを申請書類に書いたのか。期間が短いというのであれば、恐らくこれに関して言えば、いつまでという期間を区切って申請書類を出しておると思うんです。それを、瑞穂市は、岐阜バスが出しているからと。

この運行を見れば、2018年6月16日にこの岐阜バスは、あの柿のマークのついていないバスが走っているんですけれども、このバス自体が運行許可をとっているのか。運行許可をとると同時に、このバスに対して運転手を限定的に3人とか4人とか、こころ辺を乗るのに丁寧に許可をおろして、そしてこの許可証を持って運行しなきゃならんという形のものなのです。

だから、それに対して、これは瑞穂市でない、渋谷区なんですけれど、本来大型車進入禁止の道路でも、コミュニティバスのために路線バスが除外申請されていることがあるという。この路線バスを除くというのは、第4条の公安委員会の許可を受けて通るのが第4条であると思うんですよ。そうすると、第4条というのは、公安委員会の許可を受けて、長期的に云々じゃないけれども、このバスをどうする。路線の許可を受けているんですから、どのバスが通っても、どの運転手が行ってもいいはずの許可なのに、なぜ第5条の適用期間の短いものを北方の警察署に出して、署長許可を受けているのか。こんなことを岐阜バスがしておることに関して、行政は把握していたんですか。

そして、この2018年6月16日には、これは岐阜バスの大型バスで柿のマークがついていないんですけど、これは許可証を持って、運転手もしておるのかな、これを確認してみてください。これをしていないと、道路交通法違反ですよ。違反のことを岐阜バスが運営して、みずほバスがしたら、行政のこれは責任なんだけれども。

だから、3月かな、いつなのかな、4月云々で許可をもらっていると言うんだけれども、北方署が許可をおろしてはおると言うんだけれども、それに関して言えば、あとは言葉を濁しております。それは当然警察署としての担当としては言えないからですから、これに関して、どういうふうに理解しているのか、行政として答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの大型車両の通行禁止路線にバスが入ることについて、先ほども申し上げましたように、北方警察署長の許可を受けて、ことしの3月27日付で許可をいただいた上で、岐阜バスが運行しております。これは岐阜バスのほうが申請をしておりますけ

れども、こちらにつきましては、平成29年1月31日に公共交通会議に諮り、その後、岐阜バスが北方警察署長に許可申請の手続を行い、許可をいただいて運行しているものでございます。こちらの許可証については、来年の3月31日までという許可でございます。

今後につきましては、公安委員会が標識を設置されることになれば、許可は必要ないものと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これからすると、3月27日から1年、1年の短期契約、これは短いかな。

それは、申請が出ておるんだから、北方署は受け付けたんでしょうけれども、本来は、岐阜バス云々じゃないけど、公安委員会の許可を受けて、当然住民が、ここに関して言えば、路線バスは除きますよと、大型車なりが通行禁止になっておるけれども、それを市民の皆さんに対して示して運行するのが、それが行政の務めじゃないですか。

岐阜バスが出したからいいんだと、許可証があるからいいんだと。じゃあ、一々これ、岐阜バスが、本当にこのバス自体が通行許可証を一台ずつ持って、運転手が掲示しなきゃならんけど、しているの。確認して。とれていますか。

ちょっと言えば、これに関して、今まで、3月27日に許可を受けてから、あそこの路線を走った、30人乗り以上は大型ですから、大型に対して、運転手と車が許可を受けていて、違反行為なく走っているのか、確認したことがありますか。ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず、この許可と、それから標識のことについては、先ほど御質問があったとおりの内容と同じでございまして、公安委員会が今後標識が必要であるという判断をされれば、それは公安委員会が許可はなしで標識の設置をされることと考えております。

それから、今御質問の許可のバスのことでございますけれども、こちらにつきましては、6月18日、今週の月曜日でございますけれども、岐阜バスから、6月16日土曜日に通行をしていたみずほバス馬場十七条線で、許可を受けていないバスを運行させてしまったことにより、北方警察署から岐阜バスに連絡があり、6月17日日曜日に北方警察署に出向き、事情を説明したことの報告がございました。

今後につきましては、岐阜バスから詳細な報告をいただき、状況によっては対応を検討させていただきます。また、必要であれば議会のほうにも御報告させていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから、岐阜バス対応で物事を考えてやっているから、こういうこと

になるの。自分たちのこのバスに対して、申請書から全部に関して言えば、あなたたちは法に詳しい方たちなんでしょう。違いますか、自治法を含めて。私みたいな者がちょっと調べただけでも、4条と5条の違いがあって、5条で短期的にやっていると。4条で、公安委員会であれば問題点はないと。それで、標識もこのような形で自由にできる。

だから、そういうようなことをやっていないから、岐阜バスの今の問題が起きて、これは重大な違反よ。その運転手が許可を持っていないような状況だったら、非常にこれは無免許運転と同じようなことになっちゃうよ。そうでしょう。だから、その辺のことを含めて、もう少し行政として、くどのような話ですけれども、この件に関して言えば、どのような形で来るか。岐阜バスの問題じゃないんですよ。これを運行しているのは、みずほバス、瑞穂市でしょう。だから、その辺の自覚を持ってやってください。これに関してどういう形ができるか、市長、副市長を含めて、よくよく。

だから言うでしょう、職員に対する規律をするのは市長であり副市長だと、そうでしょう。だから、その辺のことをしっかりやっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

これに関してはさらっといきますから、答えられなければ答えられなくて結構ですし、答えられる点は答える点でやっていただきたいと思っております。

瑞穂市職員がセクハラ行為で停職3カ月の処分はどういう認識でいるのか、適正であったのか、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

セクハラ職員の処分が3カ月であったが、処分が適正であったかということでございますが、平成30年3月27日火曜日に開催されました平成29年度第1回瑞穂市職員懲戒審査委員会において、本件の事案における証拠書類等を詳細に吟味し、また懲戒処分に係る関係条例等の適用について慎重に審議された結果、停職3カ月という処分内容となり、適正と考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この3カ月に関しては、停職の非常に重いのだと停職6カ月、解雇という項目がうたってありますけれども、3カ月ということに関して言えば、非常に重い処分だろうと。他の有識者の方から聞いても、非常に重い処分だというのは聞いております。

では、私は停職3カ月とは大変重い処分であると考えるが、給与の支給はないし、3カ月来なくてもいいのであるから、事実上自分で退職を考えなさいと促す必要があるような処分であると私は思っております。

では、どうしてこのような長期間にわたりセクハラが行われていたのか。職員の管理・監督

の立場から、早急に防止することが可能ではなかったのか。この早期防止について、数年前から事前に把握していたと聞いているのですが、この時点でどのように対応したのか、差し支えない範囲でお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 数年前の被害につきましては、被害職員から相談を受けた元上司である幹部職員が加害職員の行為をとめるように厳重に注意したという経緯を聞いております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 厳重に注意したと言うんですけど、このときにセクハラ防止に関する条例というのはあったはずなんですよ。だから、上司が厳重に注意しただけでなくして、これに関して言えば、上層部まで行って適正に指導をするべきであったと思っております。それを今さら言っても遅いですが、その辺の対処の仕方が少しまずかったように私は思います。

私は、処分の重さからして、新聞に載せられないようなセクハラ行為があったと考えられるが、その職員が職場復帰を望んでいるのか、市長から退職を促すようなのがあったのかどうか、その辺について御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 現在、職員は処分の期間中であるため、答弁を差し控えさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、現在の職員との連絡や指導などはなされておりますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 連絡はとれております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 職員の様子や態度、日常生活はどうなっているのか危惧するところがあります。連絡がとれていないというのなら特にそうですけど、今回の処分を本人はどう受けとめているのか。安易な気持ちで3カ月自宅謹慎をしているとお思っているのか。そのあたり、本人の心情はどうであるのか。その点を市役所側も大目に見ているのか、見ていないのか。その辺の職員の現状及びどのように対処を考えているのか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） これにつきましても、答弁を差し控えさせていただきたいと思いません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、長期間にわたりセクハラ行為をしていたが、早期に対応できる機会があったにもかかわらず、できなかったことに対する市長の見解はどうであるのか。市長は、職員の管理・監督責任者として、責任をどう思っているのか。これは市長に、セクハラに関してどのように考えられているのか、これは答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） セクハラの件に限らず、パワハラも含めまして、今回の事案以降、みんなで勉強会もやりまして、とにかくパワハラ・セクハラ、そのようなことがあってはいけないというしっかりとした態度で臨みたいと思ひ、またそのように努めておるつもりでございます。以上、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） セクハラ行為をした職員には、十分に反省をすべきであるが、あくまでもこれは私の私見であるが、復職をされるよりも新たなる出発をされることを望んでおります。また、被害に遭った職員に対しても、心のケアを十分に行い、慎重に対処されるようお願いして、この質問は終わらせていただきます。

では、消防署についてですけれども、消防署との打ち合わせはどのようにされているのか、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 日ごろから消防・防災業務に係る連携が消防署とは不可欠なことから、密な連携・調整を心がけています。

定例会といった打ち合わせの機会はありませんが、事業や対処事案があるごとに打ち合わせの機会を持っています。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私がなぜこのような質問をするかというのは、少し、これは平成29年10月の時点で、駐車場の水たまりの対処の依頼を受けたことに対して、行政のほうにその連絡をしましたが、それは事実ですね、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 消防署の駐車場内の舗装部と碎石部のつながり目付近の水たまりに

つについては、瑞穂消防署からの要望を受けてまいりましたが、財政的なことから少し待つてほしいとの調整は済んでおります。

堀議員から、駐車場へ渡る橋の部分の水たまりについては、電話で依頼があったのは事実でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） だから、大したというのは金額的にですよ、大したことではないし、このときに私は状況を、橋の一部に穴をあければ対処できるというようなことを課長には言った記憶があるんです。それに対してすぐ対処をするということで、その方法は別にしても、対処をしてあると思ったんですけれども、5月14日に、これは監査委員の現場視察のときに見たところ、何もしていないもんですから、10月から5月14日、この長期にわたって何もしていない。

なぜならば、消防署員が雨が降ってべたべたの水たまりを駐車場まで行く、それに関して、作業やら職務を終えたり疲労のあったときに、快く駐車場に、気持ちよく行っていただけるような形でということで、恐らく上司はお願いしてあったと思うんですけれども、これに関して、この5月14日まで全然やっていないし、一番不思議に思ったのは、副市長、否定していただければいいけれども、穴をあけると強度が落ちるといのように、私も見に行って、これに関して言えば、ボックスカルバートで、15センチの厚さがあって、その上に15センチのコンクリートをして、高さ調整がしてある。そして、水たまりも、現実的に見て、それは穴をあけなくて対処の仕方はいろいろある。

なぜそのようなことを、自分たちで判断ができないようなことであれば、都市系のそのようなところにお聞きになってやれば、金額的に知れたことでしょう。駐車場の中をやれと言っているんじゃないですよ。水たまりをないようにしてやれば、気持ちよく職員が働けるだろうと、職員の上司もそのようなことでお願いを行政にひとつしたと思うんですよ。だから私もそのようなことでお伝えだけして、やれとは私は言っていないんですよ。お伝えをして、打ち合わせをしてくれと。あとは行政がやる。

だから、それが5月14日までやると言っていてやっていないし、またその理由を、副市長が言われたのが正確でなければ後で否定していただければ結構ですけれども、そうならほかの方法がいろいろあるはずだから、気持ちよく消防署員の方に働いていただくために何をしたらいいかということをやってほしかったわけ。そうでしょう。

だから、それを、5月14日といたら約7カ月か、私が言って初めてそれに関していろいろなことを言われただけで、そのようなことはお金がたくさんかかることじゃないんだから、気持ちよく働いていただける、緊急云々という消防署の方にはお世話になっているんだし、

そのような心遣いをしてほしいということでは、

だから、その辺のことを含めて、これに関してどう思ったのかと同時に、今後もこのような打ち合わせというのはして、対処をされるのかどうか。その辺の心づもりというか、心構えだけはちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今後も瑞穂消防署とは連携を密にして、こういった事案については、対処できるものは対処をさせていただきたいと思えます。予算の伴うものについては、検討しながら進めてまいります。

今回の橋の水たまりにつきましては、堀議員から電話で依頼を受けた後、対応としては、橋の両端の草を取り除くことによって水たまりができないことが確認できましたので、今後も草の生えないような対応をしております。今後、現状を消防署から連絡いただいて、今後も対処をしていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後まで要望がすべてだったんですけれども、やはり行政というのは市民と一体であり、議会とも一体であるはずですから、その辺のことでのコミュニケーションそのものをうまくしていただきたいと思っております。私自身も至らない点は多分にありますから、その辺は反省しながらいきたいと思っておるものですから、今後ともよろしくお願ひし、以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番 堀武君の質問は終わりました。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、無所属の会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして4点について質問をしたいというふうに思います。

項目は、職員の懲戒処分について、市長のマニフェストについて、長時間労働について、卒業式の服装についての4点でございます。

まず最初に、職員の懲戒処分についてでございますけれども、堀議員も質問しましたので簡略にしますが、このセクハラ行為は数年前からあったということでございます。その状況については、ある程度上司は知っていた。けれども、そこまで認定するまではなかったということでは、それが、この平成30年2月19日、こういった状況が上層部のほうへ伝わったということ、今回、懲罰委員会が、3月の多分下旬ですね、27か28日ごろに開かれて、公務員法第29条第1項の規定によって処分がされたということで、報道機関のほうにも伝わってき

ました。

我々議員としては、そんな話は全然聞いておりません。その後、全員協議会の中で、5月の初めですか、そのときに初めてわかったという状況であります。

まずそういったことについて、やはり我々議員も市民あるいは職員のことをいろいろ考えていろいろ行っているわけですので、そういったことについては、やはり議員にもお知らせする必要があるのではないかというふうに思います。それがなぜ先走って報道機関に情報を流したのかと、そこについて、まず1点お聞きをします。

以下については、質問席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

職員の懲戒処分につきましては、年度末の段階でありまして、またプレスリリースされれば翌日には新聞等に掲載されることが予想されていまして、議員の皆様にはいち早くお知らせするというので、まずメール等で皆様方に議会事務局のほうから一報をお願いし、流していただいた経緯でございます。

また、報道機関用としまして、お知らせについては、報道機関用の送付したものと同一ものをごらんいただくほうがよいという、そのときの判断から、写しをお渡しすることになり、ボックスへ入れさせていただいたところでございます。

しかしながら、当然ながら議員の皆様方には、議員用の正式な通知文書を作成し、送付すべきであったと反省いたしております。おわび申し上げます。

今後、手続の上での事務についても見直しを行い、改善していきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 我々には報道の写しだったということでございます。

これはこれでいいんですけども、私は、この職員に対する懲戒処分の内容ですね、重さ、これというのは非常に重いんですよ、3カ月というのは、処分。にもかかわらず、その職員の担当上司であった、それからいろいろかかわってきた、そういった管理職ね。課長、部長ですね、管理職。そこら辺の処分は、これは口頭の厳重注意とか書類の厳重注意、こういうふうですね。

職員に対しては、もうこれ、本当に3カ月の処分でしたら、もうやめなあかんというような状況の処分ですね。にもかかわらず、管理職に対しては厳重注意でいいのか。そこら辺はどのように判断されて処分をしたのか。職員じゃないですよ、管理職の処分。どのような基準で厳重注意になったのか、そこについてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 今回の職員への懲戒処分につきましては、議員が言われますように、非常に重いものであるというふうに認識しており、あわせて管理・監督者責任ということで、幹部6人、当時の上司、課長、部長などを連座して文書注意ということでなされたものでございます。こういったことで、今後は職員も身を引き締めて職務を遂行していきたいと考えております。

また、市長、副市長、教育長にあつては、二度とこのような事案が起きないように、職員の一層の指導に努めることで、責任を果たしてまいりたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁を聞いていますと、管理職に対するこの厳重注意、この根拠というのは述べられたんですかね。なぜ管理職は厳重注意でいいのか、その根拠を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） このものは、先ほども申しましたように、瑞穂市職員懲戒審査委員会で判断して決められたものでございます。

今回の事案は、察するに、管理・監督者である各課をまとめる課長、部長などは、やはりそういった相談できる環境づくりとか、雰囲気づくりとか、コミュニケーションも、そういった相談しやすい状況をつくっていく責任もあったかと思っております。そういったことも踏まえて、そういった文書注意、口頭注意という判断をされたのではないかと思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 職員への処分については、専門家に相談してやりましたと、こういう全協の場でお話がありました。

管理職については、庁内の部長、教育長等の関係、そういった方が審査会のメンバーですよ。身内の話ですよ。身内のことに対して、厳しくできませんね。

なぜ、職員の処分をするときには、専門家を呼んで、どうしようということをやっているんです。そういうことは考えなかったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） どちらの案件も、該当者も上司も含めて、審査会で慎重に審議された結果でございますので、その点、お酌みおきしていただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　ということは、職員に対することについては、専門家は何も呼んでいないんだね、話はしていないんだね、今の答弁ですと。

○議長（藤橋礼治君）　広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君）　審査会には、メンバーに入っておりませんので、専門家がそこへ同席しているということではございませんけど、事前に両方とも相談をして審査会を開いたという経緯でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　今の答弁ですと、職員も、それから審査会のメンバー、部長級ですけども、部長級のメンバーは、この職員の上司等がございますけれども、そういった方に対する処分についても専門家といろいろ話をしてやりましたと、こういうふうでいいですか。

○議長（藤橋礼治君）　広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君）　相談を両方ともしております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　ちょっと疑問に思うわけですけども、部長とか課長、これは文書の関係が5人、口頭が1人で、6人が処分をされております。この全ての職員を管理・監督する立場である市長、副市長は、今回の不祥事について何の処分もございません。言ってみれば、意図的にそうしているようにも思えてなりません。

処分された職員のモラルあるいは規範上の問題であり、自己責任であるから、市長、副市長は責任をとらないと考えますか、市長、副市長、それぞれ御見解をお願いします。

○議長（藤橋礼治君）　広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君）　先ほども申しましたように、市長、副市長、教育長においては、二度とこのような事案が起きないように、職員の一層の指導に努めるということで、責任を果たしてまいりたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君）　松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君）　次に行きますけれども、今回の不祥事については、市長は市民から市政運営を負託されております。市長は、広報紙やホームページで市民に説明し、謝罪し、今後の対応を載せることが市民への負託に応えることであると考えておりますが、なぜ行われなかったのか、市長に御見解を求めます。

○議長（藤橋礼治君）　広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君）　これにつきましても、新聞紙等を、あるいは議員の皆様を初め、そ

ういった形でその情報を流し、おわび申し上げているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 思うに、やはり今の答弁ではちょっと負託に応えていないというふうに感じます。やはりみずからの管理責任も何も考えない曖昧なままでは、市民というのは注視をしているということをお伝えして、次に行きます。

次は、市長のマニフェストでございます。

マニフェストについては、7つの基本政策、健康立市、教育、介護、防災、産業、発信、税を生かすと、こうあります。この中のこども青年未来部、これの話でございます。

この青年未来部については、昨年の12月の議会の議案第65号、組織再編に係る条例改正の総括質疑で私は質疑をいたしました。私は、こども青年未来部は市長の決断と実行力があれば確実にできると考えますが、そのときの市長の答弁を会議録のまま言いますと、「特にここ最近、岐阜市と連携中枢都市圏の問題、それから子ども食堂、それから家ぐるみで子供さんを何とか放課後児童クラブでできないかというのも含みまして、教育長ともいろいろ相談してございます。最終的には、とにかくまたやりたいと、ございます。ですから、決して諦めたわけじゃございません。岐阜市と今回いろんな意味での提携にもありまして、そういったことを岐阜市は率先してやっておられますので、そこから学びながら何とかやっていきたいと思っております。決して諦めたわけでもございません。もう少し時間をいただきまして、とにかくやらなきゃいけないぐらい、やはり社会のほうはそういったふうで変化してきております。そういったところに手が差し伸べられるような、そんな部署が必要だということは認識しておりますので、いましばらくお時間をいただきたいのと、私のほうでももう少ししっかりと学び、そして情報を集める、これをやっていきたいと思っております」というふうに、このように述べられております。

これを時系列的に並べますと、市長の答弁を並べますと、まず決して諦めたわけじゃないと。教育長と相談したい。最終的には、とにかくやりたい。岐阜市から学びたい。そんな部署が必要だと。もう少し時間をいただきたい。もう少ししっかりと学び、そして情報を集めると、こうなりますね。

市長にお聞きしますけれども、情報を何年前から集めたらいいのですか。そして、岐阜市から何を学んだのですか。いつまで時間が必要なのですか。それでどうなったのか。マニフェストは市民との約束ではないのですか。いつからやるのですか。できないのですか。諦めたんですか。御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） こども青年未来部について、お答えいたします。

こども青年未来部ができることによって、子供さん、そして保護者の方々から見ますと、ワ
ンストップでさまざまな対応が可能となります。

現在、教育委員会には幼児支援課があります。所管する業務内容は、大きく捉えると、保育
に関すること、放課後児童クラブに関すること。市の教育委員会がこのように保育や放課後児
童クラブを担当するという事例は、ほかでは余り見られないことです。つまり、現在の組織そ
のものが、既にこども青年未来部に該当するものの要素も含まれていると思います。規模的に
は小さいものですが、考え方はこども青年未来部の一部でもあろうかなと言えます。ですから、
教育委員会事務局の中での連携は重要なポイントの一つでございます。

例えば本年度の一つの事例で申し上げますと、放課後児童クラブの夏休み中の希望が大変多
くあったと報告を受けております。しかし、さまざまな問題があり、全員のお子さんを受け入
れることができない状況にありました。具体的には、受け入れ施設の問題、指導員の問題があ
りますが、幼児支援課と学校教育課、教育総務課が教育委員会内で協議いたしました。施設に
ついては、学校の中でさらに活用できる場所を探し、また依頼しています。指導者については、
大学生や教員のOBに連絡をとり、夏休み限定でお願いしています。

このように、子供さんの側に立った視点で、関係する課が一つの課題を解決できるよう努力
しています。こういった行政としての動きは、まさにこども青年未来部の一部だと認識してお
ります。

しかし、子供の立場で考えますと、さらに健康福祉部の関係課との連携も不可欠です。現在
は必要に応じて協議や確認をする場を設けていますが、緊急に集合できる体制をいつも整える
ことが困難だと聞いています。今後は、定期的に開催することを関係部局の間で確認した上で
進めることが必要かと考えております。

瑞穂市の規模や職員数、設置する施設の問題等を踏まえ、以上のような考え方で対応し、今
後につきましては、ニーズの高まりをしっかりと分析し、近隣市にあります子ども未来部と連
絡をとり合いながら学ばせていただいておりますので、これからさらに研究を行っていきます。

なお、せんだっても岐阜市の子ども未来部には御相談に行っていました。そして、当初
からの流れ、そして今日ここまでに至る状況、そして今現在はどのような姿で子ども未来部が
運営できているのか、当初の発端の一番のきっかけになった部分、そういったところもしっか
りと再確認させていただいてまいりました。

そして、ここで改めて、前回申し上げたことと同じことになろうかなとは思いますが、やは
り諦めることなく、これからしっかりと岐阜市のことも見据え、なおかつ瑞穂市バージョンで
どのようなことができるか、しっかりと考えた上で進めていきたい、また考えていきたいと思
っております。さらに研究を行っていきますので、どうかよろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 諦めたわけじゃないというお話でございます。

これは、4年前に市長の公約として、こうできておるわけですね。高等学校を誘致、そしてこども青年未来部を創設し、出生、子育て、保育、就園、就学等、さまざまな支援に一貫して対応できる部署を構築すると言われていていますね。もう4年目ですね。

この4年間に、これで私、青年未来部の話は3回目の質問ですけれども、この間に教育長さんもかわりました。新しい教育長さんも協力的だという話でも市長は言われております。事がずうっと運んできていてというふうに思うわけです。

今の答弁を聞きますと、この任期中にこういった組織をつくってやるというお話はされていませんですね。じゃあ、4年目、後のときに、例えば市長がかわった場合、そういった場合はまた振り出しになりますわね。いわゆる市長のこれは公約ですよ。この4年間のうちに私はやるのが当然だと思うんですね。9月に間に合わなくて、12月に組織整備して、そういった創設をすればいいんですよ。

そういった意気込みというのはないんですかね、考えは。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、決して本当に諦めたわけでもございませんし、なおかつ岐阜市の組織も非常に大きいものでございます。確かに事務職員さんは三十数名でございますが、そのロケーションの中におられます方々は、600名弱の方々が大きく携わっておられます。ですから、やはりそれじゃということではぱっとできるものではないことも事実でございます。なおかつ、岐阜市の場合、言いわけにするわけではございませんが、岐阜市もここまでこぎつけるまでに8年かかっております。どうかそういった面をしっかりと見ていただきまして、御理解をいただけるとありがたいと思います。

決して、私、このことから逃げているわけでもございません。それと同時に、ただ単に穂積庁舎と巢南庁舎と離れているから難しいなというふうで思っているわけでもございません。まだまだ一歩ずつ近づけられる方法はあるかなと思っておりますので、岐阜市でも8年かかったことが、瑞穂だったら4年また5年でできるかもしれません。それは岐阜市のモデルがあるからかもしれません。そういったところをさらに研究しまして、何とか前に前に進んでいきたいと思っております。

よく言葉にこんな言葉があります。事前の一策は事後の百策に勝ると言われます。ただし、どこが事前でどこが事後になるか、それはそのときの判断でございます。ですから、今これが事後の百策になっているんじゃないし、事前の一策かもしれません。そういったところを御理解いただきまして、どうかこの先を見ておっていただきたいなと思います。どうかよろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 岐阜市を比較されまして8年という話ですけれども、岐阜市と瑞穂市の若者とといいますかね、人口形態、これは違うわけですよ。うちは伸びしろのあるまちですよ、どんどんどんどん。緊急性があるんですよ。それは、市長がこういうことをやりたいと、こう言えば、プロジェクトをつかって、行政の部長連中が集まってやればいいんですよ。そういう意気込みがないということです。

副市長さんの協力が必要ですよ。市長がこういうことをやりたいということを思ってみるんだったら、行政が一丸となってやるのは当然だと思うんですよ。そういうことがなされていない。非常に残念でなりません。

次に行きます。

長時間労働についてでございます。

これについては、平成28年、29年度で80時間以上の勤務ということでございます。これは時間外ですね。これは事前に資料をとっておきました。

これについては、28年度には4月の市議会選挙がございました。このときには、総務5人と税務1人の6人が80時間以上の残業をしております。それから、7月の参議院選挙におきましては、総務課の職員8人が80時間以上。それから、10月は平日といいますかあれですが、総務課で1人。それから翌年の29年1月、知事選挙がございました。ここで総務課が7人。それから3月に健康推進課で1人ということで、要は平成28年度に23人が80時間以上の時間外勤務を1カ月に行っております。

それから、29年度の10月は衆議院選挙がありまして、総務課が9人。これも、10月の実績として、80時間以上の時間外勤務は9人もされております。

それで質問ですけれども、総務課の職員は、各選挙時に、土・日を含め、100時間から140時間の時間外を1カ月で行っています。連日のように、夜遅く、11時近くまで勤務しております。土・日もですよ。要は連続でずうっとやっておるんですよ。こういった勤務の形態といいますか、そこについて、時間外勤務管理者といいますか、管理者はどのように考えているのか、そういった状況は正常であるのか、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問にお答えします。

各種選挙時には、総務課における通常業務に加え、選挙業務がそのまま加わるため、時間外勤務時間は当然ながらはね上がっているのが現状でございます。他課の職員に協力してもらい、選挙事務を分散することも考えられますが、選挙事務の特殊性から、精通する総務課職員が業務に当たっております。

管理者としては、総務部長、総務課長であると考えますが、総務部長は選挙時には総括責任者とし、総務課長は選挙管理委員会書記長でもあります。対応として、簡易な部分における業務は、同じ部の職員、あるいは協力の申し出のあった他課の職員及び補助職員の協力を得ながら進めております。しかし、ミスの許されない選挙業務を一つ一つ着実に遂行していくためには、一般の総務課職員が事務をとることはやむを得ないと考えている状況であり、勤務体制としましては、交代で勤務をしたり、逐次休息を挟みながら事務を進めることで対応しております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 業務をいろいろ交代してやっていると言いますが、これ、総務課の職員、80時間以上、全部の職員が時間外をやっておるんですね。交代する方法でやれば、80時間以上のオーバーは出てこないんですね、ほかの部署の方にお願ひすれば。特殊性があって総務課以外はできない業務だと、こう言われていますけれども、以前総務課に勤めておって、そういった関係に携わっていた職員が、他課にもいろいろおると思うんですね。そういう人の協力を得てやれば、やはりその勤務時間についても平準化されてくるというふうにするわけですね。そういう手段をしていないということですね。

ましてや、この28年6月に参議院の選挙がありましたね。これは、6月22日の告示で、7月10日が投票日でした。これは月またぎになっていますね。6月に80時間以上の職員が2人おるんですね。それで7月の、これは投票日は10日なんですけど、7月の実績が80時間以上は6人おるんですね。要するに、6月に2人80時間やっておるんですよ。その職員も7月にまたやっておるんですよ。これ、時間外勤務というのは、今の上限が45時間だと言っていますね。年間360時間と。これ、全然整合性がとれないですね。そういった職員に、健康面というのは、僕は非常に大事だと思うんですね。

そして、80時間以上やっていると、土・日出ていますね。すると代休がないですね。休めないですね。そういった勤務体制というのは容認するんですかね。労働基準法の第36条とか第66条とか第32条、いろいろあるんですね。これをやったら、もうはめたら、だめですね。どういふ見解ですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

時間外労働が非常にかさむ事業として、一番やっばり多いのは選挙事務です。そして、その後は多分国勢調査かなと思っています。それ以外については、そんなに長くかかることはないのかなあと思ったりもします。

その中で、多分、今、職員の中で私が一番総務課が長かったらろうと思いますけれども、や

っぱり今、議員が言われるように、できる限り過去にやった者がお手伝いをして、事務を分担するということが必要だと思っています。

我々が入ったころに比べて、選挙の期間が短くなりましたので、どうしても選挙については同じ仕事というのはほとんどありません。ですので、どうしても責任というのがついてまいりますので、職員については、お手伝いするのも億劫と、そういうのが出てくるんだろうと思いますけれども、選挙前から十二分に研修を積み、早くから準備をして、できる限り総務課の職員をお手伝いするような体制にし、時間を短くし、またその中でも選挙の間違いのないようにということで執行していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っておりますし、職員全員にその旨を伝えて、みんなで協力をして、しっかりした選挙事務をやってきたいと思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 残念ながら、当瑞穂市の職員たちは、そういった労働相談といえますか、そういった相談するところがない、組合がない。非常に残念です。ましてや、保守系の強いところですので、できませんが、それは今後の課題だというふうに思います。

先ほど時間外の話が言われまして、これは選挙のとき、あるいは国勢調査と、こういうふう副市長は言われました。

じゃあ、聞きますよ。

毎日毎日、夜9時や10時まで電気がついていますね。巢南はわかりませんが、穂積庁舎は。1日、5時15分から9時過ぎまでやれば4時間つきますね。1週間ずうっとやれば、4・5、20時間。それが1カ月続くと80時間以上になりますよ。そういった実態、今までここに出てきませんね。選挙のときだけが出てきますよね、資料を見ましたら。

これは、以前にも投書があったということでやりましたね。サービス超勤、これだと思えますよね。黙認しておるんですよ。黙止しておるんですよ。

時間外は上司からの命令でやるということ答弁されていますね。けれども、職員は、自分の仕事が非常にたまっている、繁忙だということで、これをやらなければならないのですよ。それは上司に言わなくて、自分でやっておる。けれども、課長や部長は、部下を管理していますから、わかっていますね。彼はどういう仕事がたくさんあるかと、遅くまでやっておると。そういった方に対しての配慮がなされていない。サービス残業を黙認しておる。

選挙のときには、国から金が来ますので、堂々とつきますね。平生の業務については、自分のところの税でやります。

サービス超勤をしているんじゃないかという投書をしました。そのときに質問したんですが、そういった実態調査とか、あるいは対価が支払われていなかったら支払いをなさいよという

ことを僕は言いましたね。質問しました。その調査結果はどうなりましたか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の以前の投書とは、市長への提言と称したメールのことと推察しますが、黙止されている事実はございません。ふだんより、職員が時間外勤務する際は、上司への申し出をし、命令を受けてから実施をしているものでございます。したがって、実態確認・調査及び対価の支払いを行うことはありません。

以前、市長への提言ということで、あるイベント等については、当時は平成29年度ということもあり、今後そのようなことのないようにしていきたいということで答弁をさせていただいた記憶でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 投書は市長宛てにも行ってあれですけども、要は実態調査をしていないと。

職員から、サービス残業をやっておるといふ、そういう投書ですよ。現実が、毎日毎日、夜9時か10時ごろまで電気がともっておるんですよ、庁舎。この人が残業をやっておるといふふうに思いますと、1カ月80時間以上になるんですよ。

情報公開で資料をとっても、出てこないんですよ。選挙のときだけ出てくる。サービス残業を黙認しておるんですよ。総務部長、違いますか。

投書は、僕、正しいと思いますよ、サービス残業をやっておるといふことは。どう思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 確かに電気がついているというのは確かでございます。そういった中で、各課においては、職員が時間外をやる場合には上司に申し出て時間外をするということでございますので、そういった中での先ほど来の把握した時間外となっておりますので、課の中で、土・日においては、例えば代休をとったり、いろんなことをしているかと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今は総務部長のほうからの答弁ですけども、例えばこの南庁舎の電気がともっていますね。そこの部署の部長、どこになるんですか、ちょっと確認してください。

健康福祉部長かね。市民じゃないですね。ああいうところが、いつも電気がついていますね、

もちろん総務もそうですけれども。実態として、サービス残業をやっておるんじゃないですか。どう思いますか、部長。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの穂積庁舎の南側の2階の電気が最近ついておるのではないかという御質問でございますが、残業につきましては、私ども日ごろから、課長を通じまして、残業をする場合には、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、正しい手順をとるよという話をしておりますし、各課長もわかっておることと思います。

したがって、今、議員の御指摘のございました、もしサービス残業をしておるようなことがありますれば、これはいけないことでございますので、早速、各課長等に話をしまして、調査をいたしたいと思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） サービス残業はないというような話ですけども、要は時間外の申請をしない職員が、時間外を遅くまで、要は業務をしていると。けれども、管理職としては、業務の内容等を見ておれば、申請をしなくても、上司の判断で、これは時間外をつけてやると、こういうことをしなあかんですよ。申請がないから時間外はつきませんよと、幾ら忙しくて職員がこういう仕事をしておると、9時や10時になってもやっておると、それではだめですよ。管理職の能力がないと思うんですよ。

副市長、どう思いますか。副市長は、昔はちゃんと職員におって、今は3役ですけども、そういう経験をしておるんですよ、前に。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、夜、電気が結構遅くまでついているよという話がございますけれども、決して同じ職員がずうっとやっていることはほぼないと思っています。

私も土曜日・日曜日は何ぞかぞありますので、大体1回は出てきますし、夜も時たま来ますけれども、特に総務課などについては、消防団等が訓練をやっておれば、どうしても夜に出てきますので、交代交代で今出てきておりますし、税関係とか医療保険課などにおきましては、時期によって、やっぱりどうしても集中してやらなきゃいけない時期もあります。今回についても、常にちょっとおくれるなというところは、職員を1人ふやしてやるとか、そういうこともしております。

そのサービス残業があるかないかと言われれば、そんなことはあつてはならんことですし、課長や部長もきちっとそこら辺は調整をしていく必要があるかと思っておりますので、今まで以上に、課長と部長、それから職員がコミュニケーションをとって、いい関係の中でみんなで力を合わせて仕事を進めるという環境に努めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただ

きたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 職員あつての行政がなどと言いますわね。日ごろの業務をしっかりとやっています。

やはり時間外の申請がないというだけで時間外をつけないというのでは、これは将来、働き方改革が瑞穂市は進まないというふうに思いますよ。これは職員に物すごくお願いすることになるんですよ、働き方改革については。行政というものは、管理職がそんな態度でおってはだめだと思いますね。

ましてや、週の水曜日にノー残業デーとかというのをつくっていますね。これ、励行されていますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 毎週水曜日においては、議員御指摘のように、ノー残業デーということでございます。

これにつきましては、各自が持っておりますパソコンに、水曜日にあつては、5時15分前にノー残業デーであるということを示しながら、早く帰っていただけるよう周知をしまして、そういった方向で皆が協力して帰れるようにしているところでございます。

また、私もことしに入りまして、毎週ではございませんが、水曜日のノー残業デーにおいて、穂積庁舎に限りますが、私もノー残業でも少し遅くなることがございますので、そういったときには少し各課の様子を見に回っているところでございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次に行きますけれども、昨年12月の議会の折、議案第65号、以前にも述べましたけれども、組織再編、これの条例改正の総括質疑で、職員からの意見を市長、副市長は聞いているかと質問したところ、副市長からは、いろいろな御意見があろうかと思えますけれども、できる限り職員の働き方改革を前向きに考えていくと答えられていますが、前向きに働き方改革をすると答弁されておりますが、何が変わったのですか。

4月の人事異動後、あつてはなりませんけど、病休者がいると聞いております。どんな働き方改革をしているのか、質問いたします。これは副市長にね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 4月には異動をかけておりますけれども、その中で職員が……。

ちょっと今言われたところをもう一度お願いしたいと思っておりますけれども、質問のほうをお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は、組織再編に当たっての、職員から意見を聞いているかという、上からの押しつけじゃないですかと聞いておるんですね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） それについては、本当に1年間ずうっといろんな意見をいただきましたし、いろんな意見があります。なかなか一つずつにまとまってこなかったというのが現実でございます。

5万5,000人の規模ですと、それぞれの仕事の内容とか、密度とか、いろいろありますので、そうした中で、みんな思いはいろいろあるかと思えますけれども、ただこれだというのはなかなか難しいというところで、話し合い等をどんどんどんどん重ねてもらって、最終的には各課長や部長がまとめてきた中で組織再編の条例を上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やはりこの瑞穂庁舎内、職員が働きやすい瑞穂市の役場だと、市役所だと、こういうふうには持っていけないとだめですね。

今後、これから人工知能の導入ということにより、市役所も働き方改革に大きな影響をもたらすこととなりますが、副市長からも前向きに働き方改革をすると答弁されておりますが、人工知能などをよく勉強しておられるはずであるというふうに思います。

人工知能の導入と職員の働き方改革を考えておられるのであれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 人工知能につきましては、今、まだ民間のほうも、あるいは自治体のほうも手探りの状況かと思えます。

松野議員が言われましたように、人工知能といえば、今でいうと囲碁とか将棋とか、そういった人工知能を使ったものが人間より超えてきている段階ではありますが、そういったものにつきましては、大量のデータを入力して、大量の経費をかけて行っている結果かと思っております。

そういった一部には人工知能を使ったものが当然出ておりますが、まだまだこれから先のことと考えておりますが、行政においても、やはりそういった時代に合ったものについていかなければならないとは考えておりますが、またそういったものについては、いろんな研修があらうかと思っておりますので、そういった研修に積極的に参加して、知識を高めて、行政に反映できる

ように努力していきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これからは、人工知能の導入により、電話応対や各種申請書の点検など、業務内容が大きく変化してくるはずでございます。人ではないので、感情的な知識も持ち合わせているそうでございますけれども、心はさわらないと聞いております。そのような点も考慮されて、働き方改革をしていただきたいと思います。

最後になります。最後は、卒業式の服装でございます。

私は、穂積小学校の卒業式に数年来出席をしておる中で、この平成30年3月の卒業式に行きました。そのときに、穂積小は148人の生徒が卒業しました。その中で19名の、これは女性ですけれども、6年生の女の子が着物を着て卒業式に出席をしております。その前年度の前は、たしか十七、八人だったかな、男性が2人ぐらいおったんでしたかね、そういうことでございます。こういうことについて、教育委員会、あるいは校長会、PTAでどのようにお話をされているのか。

要は、卒業式であっても、私は、これは教育の一環だと思うんですね。学校教育、学校の行事だと、こういうふうに思います。私たちは、小学校を卒業するときには、中学へ行きますので、中学の学生服を着て卒業式に行きました。それは昔の話ですけどね。

要は、着物でもいいんですけれども、それぞれ皆さんの家庭というのはいろいろです。ましてや、今の日本の構造を見ていますと、富のある人、貧困が出てきますね、さらに。こういった状況の子供たちに対する配慮というのが、やはり教育委員会は必要だと思いますね。

市内に7校あります、小学校。かなりの数字の子供が、特に女性が着物を着ています。そういったことについて、この3月のときに私は校長先生に聞きました。校長先生も心配しておりました。これは早急に改善しなあかんと、こういう話をされておりました。

ですから、これはスピーディーに、もう次の、来年の3月の卒業式にはそんな服装を着てこないように、そういうようなことを教育委員会等で話をされて、やっていただきたいというふうに考えております。

どのようなお考えでしょうか、教育長さん。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 失礼します。

小学校の卒業式の服装について、お答えさせていただきます。

まず、実態でございます。

昨年度の小学校の卒業式の実態ですが、今、穂積小学校の例を言われましたが、市内卒業生590名、そのうち着物を着ていた児童は71名、約12%です。中にはゼロ名という学校もござい

ます。ですので、トータルして12%というような実態がございます。

そこで、この実態についてどう考えるのか、どのような状況があるのかということをお答えするために、まず卒業式について少し説明をさせていただきます。

卒業式は、松野議員言われるとおり、授業の一つです。

専門的な言い方をちょっとさせていただきますと、学習指導要領というのがございます。どういう授業を行うのかというのがずうっと書いてある本でございますが、この中には、国語、算数といった教科、あるいは道徳、それらと一緒に並んで特別活動というのがございます。いわゆる特活とよく言いました。

これも中は細かく分かれております。中は、例えば生徒会活動とか、あるいは学級会活動というのがありますが、その一つに学校行事という分類があります。

この学校行事も幾つかに分かれています。例えば修学旅行のような集団宿泊的行事、運動会のような体育的行事、そして卒業式などのような儀式的行事です。

これらを教育課程の上で位置づけるというふうに言いますが、教育課程の上で位置づけるというのは、簡単に言うと学校の教育計画を立てるというものです。それぞれの学校が決めている教育方針に基づいて、計画に位置づけます。ですから、授業の一つになるということにつながるわけです。

この儀式的行事という内容を見ますと、次のような内容で書いてあります。学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行うことというふうに書いてあります。さらに、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする、このような記述がなされています。

よって、卒業式の服装について考えてみますと、教育活動の一環、つまり授業として行われる以上、華美になったり保護者に経済的な負担をかけたりしないようにすることが望ましいと考えております。

このことにつきまして、本年度4月の校長会で早速協議をさせていただいております。この結果、市内の全ての小学校において、卒業式の服装が華美にならないようにするために、まずはPTA役員と協議をしたり、さらに6年生の保護者へ説明をし、協力依頼をしたり、このような対応をしていくことと、協議した結果、なりました。今、それぞれの学校でそれが進められているところでございます。

今後は、卒業式のあり方そのものも含めて、さらに校長会と協議を重ねて、子供たちを第一に考え、児童・生徒のための卒業式となるよう改善したいというふうに考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、4月の校長会でいろいろお話をされて、次の段階ということでございます。

これはスピーディーに、来年の3月までに、その服装についての決めといいますか、そこら辺の結論を出していただけませんか。確認の意味も込めまして、再度お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） その方向で考えていきたいと思っておりますが、子供たちの実態を見ますと、翌年度の卒業式の着物のレンタルをもう1年以上前からしなければならぬと、でないとなくなってしまうというお子さんもお見えのようです。100%達成は難しいかも知れませんが、各学校の思いを保護者にきちんと伝え、子供にもわかるような形で理解できるよう説明をし、卒業式を迎えられるように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以上をもちまして、無所属の会、松野藤四郎、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時25分から再開をいたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時29分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。

会議録署名議員となっていた議席番号12番の広瀬武雄君が、本日、本議会を都合により一時退席されていますので、会議録署名議員を追加指名する必要があります。

ここで、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、議席番号14番 広瀬時男君を追加指名いたします。

日程第1 一般質問（続）

○議長（藤橋礼治君） それでは続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

一般質問も15年目に入りますが、非常にメンタルが弱っていて胸がどきどきしています。

本日通告したのは4つもあります。市役所のハラスメント、セクハラじゃないです。ハラスメントの実態調査について。2番、生活道路の安全確保について。3番、民生委員について。4番、夜間中学の設置についてです。

1から行きます。

職員のハラスメントの実態調査についてです。

瑞穂市役所のセクハラについては、これは、一般質問はくじで順番を決めるんですが、神様は続けて3人、セクハラに関しての一般質問を並べることになさったようです。私は3人目ですが、切り口が前の2人とは全く違うといってもいいと思いますが、私の認識、受けとめ方、私の言葉で言うと、私の脳内バランスに従ってさせていただきます。

ということで、通告した文はこういう文章です。

ことしに入って職員のセクハラが明るみに出、処分も行われました。ハラスメント全般の実態アンケート調査が必要な状況だと思います。ハラスメント全般というのは、ネットを引くと35種類も出てきますが、ここで主な言い方をしますと、セクハラ、セクシュアルハラスメント、それからパワハラは、社会的に優位な立場にある人が、同じ職場内で自分の優位性を利用して行うものをパワハラと言います、それからモラハラは、身体的な暴力ではなく、言動ですね、言葉や行動でハラスメントをするものです。そして、最近どうしても落とせないのはネットハラスメントです。ネトウヨという言葉は聞いたことがあると思いますが、ネット右翼ですね。簡単にインターネットは書き込みできますので、ネットハラスメントも落とせないと思います。

それで、ハラスメントというのは、簡単に訳されますと嫌がらせ・いじめですが、これはもっと厳密にきちんと定義する必要があると思います。次のとおりです。加害者にその意図があるなしに関係なく、結果的に相手を不快にさせる。相手の尊厳を傷つける。不利益や脅威を与える。つまり人権侵害です。法に触れる過激なもののほか、世の中の一般的なルールやマナー違反の言動も含まれます。ですから、麻生大臣が「セクハラ罪というものはない」と言ったときに批判があったのは、法的な対象にならなければいいというものではないということになったわけです。

それで、私のこの1つ目の質問の趣旨は、市役所職員のハラスメント全般についてのアンケート調査を実施していただきたいということです。全般ですね。それから通告に書きましたが、

これは議員からのハラスメントも含めてというふうに通告してありますので、まずこれの回答をいただきたいと思います。

以下、質問席に移ります。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えいたします。

今回の事案は数年前から行われていたものであり、通報による発覚までに長い時間がかかり、結果、市役所としての対応のおくれにつながったことは否めません。このような行為に対しては、しっかり声を上げていくことが必要であり、社会全体でこのような非違行為・不正行為を是正していくという世界的な活動につながっていったことは、テレビやネット等で周知の事実であります。市としましては今回の反省を踏まえ、このような非違行為・不正行為を受けた者が声を上げやすい、相談しやすい環境を整備していきます。そのために、瑞穂市におけるセクハラ、パワハラ等の要綱・指針等の策定を進め、相談窓口の明確化を進めます。また、相談しやすい雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、既に今年度実施済みでございますが、職員向けのセクハラ・パワハラ研修の実施により職員一人一人のモラルの底上げを図るとともに、周りの者に対しても気を配り、被害を受けていないか気づきができるように市役所全体で見守る環境づくりに専念してまいりたいと思っております。今後も、セクハラ・パワハラ研修を定期的実施していきたいと考えております。

議員御指摘のハラスメントの実態調査につきましては、通告では議員による行為も含むと書いてございますが、議員による行為を除きましては、今後、改善措置状況の結果を踏まえながら検討した後、随時実施していきたいと考えております。議員による行為等につきましては、議会事務局等で、また調整を図っていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ハラスメントについては、研修とか指針をつくって対応して改善を図っていきたいということでしたが、もう一つの私の通告の議員によるものは除いと、はっきり言われました。私は議員ですので、議会に所属していますので、私の立場からは、この議員によるものを除いてということではできません。私は議員として15年目になります。最初の年から今までハラスメントを受け続けました。数えてみますに、明らかな人は6人いました。全部議員です。このうち4人は現職です。初めのうちは私も15歳若かったですから、ここでは言えない、ほとんどの方に言ったことはございませんが、重大なセクハラに始まり、何年か続きました。次はパワハラでした。役職につかせない、発言させない、私だけ異なるルールで対応するなどです。モラハラのうち、最近は専らネットハラスメントを受けております。パワハラを受けたとき、例えばこういうことがありました。非常に簡単なことなんですけど、

挙手をして指名しません。私だけ指名しない。抗議すると、議長が「はい、くまがい君」と、ようやく指名してくれましたので発言しようとしたら、「静粛に」と発言を制止されました。実は、私はこのことを覚えていませんでした。なぜ自分で覚えていないのか考えてみると、もうハラスメントは日常茶飯事でしたから、今の私から「#MeToo」私もそうだったと、今ようやく15年目で言えるようになったわけです。洪水のようなハラスメントの日々でしたから、その一つ一つは覚えていないんですね。でも、何人かの議員さんは覚えていて、すごかったよねと、このことを、一遍にじゃなくて複数の人が一人一人言ってくれましたので、「あなたも覚えていたの」って、「そうだったよね」って思い出しました。

今回処分されたセクハラは行政職員間だけですが、議員によるハラスメントは、議員に対してだけではなく職員に対しても行われています。瑞穂市は、行政でも議会でもハラスメントが常態化してきたまちです。瑞穂市はハラスメントのまちと言えらると思います。ですから、通告に「議員によるものも含めて」と。職員の方は私にしてみたら、よくメンタルがもつなと思います。私は15年目で、もうこのごろ大分へこんでいます。それは年齢だけじゃないです。ハラスメントがずうっと続いてきたことは、やはり気がついてみたらというのは、私は天然なところがありますので結構鈍感だからだったかなと思いますけど、今、社会的に問題になって自分が受けたものが噴き上がってくるわけですね。そうすると、改めてそれで自分のメンタルは落ちています。ということから考えると、職員が議員から受けたハラスメントも含めて、やはり実態調査をしていただきたいと思うわけです。

ハラスメントの最大の問題点は、私が考えるに2点あると思います。1点は、加害者には意識がないということです。テレビのあれを見ていてもそうですよね。本人というのは、何か非難がすごい来たから仕方なく認めていますよね。あのレスリングの方もそうですし。2つ目は、先ほどの静粛にでもわかるように、そのとき私は抗議したわけです。なぜ私だけ指名されないんですかと。しかし、あれから何年もたって、くまがいさんすごかったよねとって、こっちから、あっちから別々に私に言ってくれる人が今はいますけど、そのときに、それはおかしいよと言った人は一人もいないわけです。私が抗議しているのを、それを取り上げるべきというか、私の抗議の声に同調してくれる人は一人もいなかったわけです。それで、何年もたってから、くまがいさんすごかったよねと言ってくれるわけです。

1つ目は、加害者に加害の意識がないこと。2つ目は、全体ですね、その集団、その場に居合わせる人から声が上がらないことです。この2つがハラスメントを陰湿なものに、そして私自身、今になって自分のPTSDに気づきます。これがハラスメントが重大な人権侵害だということになる理由だと思います。

ということで、再度お聞きします。

加害者への自覚を促すと同時に、集団の瑞穂市のです、議会も市役所も、自浄作用、みんな

でおかしいよと言っていく、特に加害者に対して、それはおかしいよと言っていく自浄作用をつくっていく、この2つの目的のために職員のハラスメント全般のアンケートをとったらいかがですかという提案ですが、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 議員御指摘のハラスメントの実地調査につきましては、先ほども申しましたが、今後、改善措置状況の結果を踏まえながら検討した後、随時実施していきたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その随時というのに議員によるものも含まれているかよくわかりませんでした。例えば、ネットハラスメントなんていうのは、この間の処分の調査でもわかるように残っているわけですね。市役所の中の私たちには見えませんが、議員によるものは公開されていますから検証がしやすいです。

ここに35人の市役所側と議員がいますが、女性は2人だけです。お1人の方は除いて、やりとりする人の中では、女性は私1人ですね。どうか男性の職員、議員の方に想像していただきたい。この場に男性はあなた1人です。ほかの人は全部女性だと考えてみてください。そして今、日本は男性優位社会ですね。世界経済フォーラムの昨年度の日本の男女平等度は、何と世界144カ国中の114番です。こんなに順位が低いのは、政治的な活動のところで女性が圧倒的に少ないからなんです。ここに、あなたは男性1人だとして、ほかの人は全部女性優位社会の中で男性が1人だと想像できますか。想像力のある方は想像できるでしょう。私が長く置かれた立場がわかっていただけるとと思います。想像力のない方は、頭の中に反論がいっぱい出てきていらっしゃることでしょう。

というような理由で伝わったかどうか不安ですが、議員にもしやる場合は、おさまっていったら、本当に私がここで発言した目的はほぼ達成できるわけですから別にする必要はないと思いますけれど、改善が見られないようでしたら、アンケートの中に、項目に、議員によるハラスメントも入れていただきたいと思います。被害調査の。

例えば逗子市、国立市の職員に対するアンケートでは、議員によるものというのも行われています。宇都宮市では同様の裁判結果も公表されています。また、豊島区議会では、議員による議会事務局職員へのパワハラ行為について再発防止に努める決議が議会で採択されています。ですから私は、こういうことは100%起きないようにするなんていうことは無理なことだと思うんです。自浄作用があればいいわけですよ。そのために、改善されるようにという目的で今回この質問を設けましたので、もし改善されなくてやる場合は、実施される場合は議員によるものを含めていただきたいと思いますが、広瀬部長、もう一度回答をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ハラスメントはいろいろ考えさせられます。本当に私自身も今回の案件等では、やはり研修を受けておりますので、いろんな言葉やら行動に注意をしなければならぬと考えております。そういった点も踏まえ、今後、こういった明るい職場になる必要も当然出てまいりますので、そういった実態調査については前向きに検討してまいりたいと考えています。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） セクハラのはほとんどの被害者は女性ですが、ほかのパワハラとかネットハラスメントとか、ほかのハラスメントの被害者は男性も入りますので、女性に限りませんので、ぜひ明るい瑞穂市をつくっていくために努力して、ともに、今後を見守りたいと思います。

2番目の質問に行きます。

生活道路の安全確保についてです。

生活道路の整備に、市はどう対応しているのでしょうか。3点質問します。

1つ目です。

道路の整備不良による損害賠償が、定例議会は年4回あるわけですが、毎回のよう、少額といえ少額ですが報告されています。提案ですが、市民に通報のお願いをしたらどうでしょうか。

もう一つ提案ですが、前に今木啓一郎議員がフォームがあると、フォームと言っていいんですかね、形式用紙があるので、こういうのを使って市民から提案してもらったらどうでしょうかと言われました。

この2つをお聞きしたいんですが、実は、きのう瑞穂市のホームページを見たら、市民に通報のお願いが出ていましたね。早速対応してくれたんだなと思いました。でも、あったのはいいですけど、もうちょっとお願い、ぜひお願いねみたいな、市民の心にやる気を起こすような文面はできないんですか。やっぱり市役所の言葉ってとってかたいです。事務的です。人間同士でやるわけですから、まちをつくるわけですから、まして皆さんは市役所職員、圧倒的に、本当は公僕なんですけれど、実態は、かなり市民から見たら上みたいな感じなんですから、皆様のために道路整備をちゃんと整備したいので、ぜひ御通報くださいと、丁寧に明るくやっぱりお願いをする、文章を考えるとということにさせていただきたいと思うんですが、とにかくこの、市民にお願いをしたらどうですかというのはクリアされているようです。早速です。

それでもう一つ、今木議員が提案されたような方法はいかがでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まずもって市のホームページ、インフォメーションに、ちょっと事務的なお願いをしたことについては今後気をつけたいと思いますし、8月の広報にも市民の皆様をお願いをする用意をしておりますので、御指摘の内容に準じて文章を考えていきたいというふうに思っております。大変申しわけありません。

今後の対応はということで、そのほかに、やはり市の職員全員から通勤時や市内を移動中に、その道路舗装等のふぐあいの提供を受けて速やかに対応する方法だとか、先日の議会に損害賠償で出させてもらいました事故後、週1回の、シルバー人材センターには、その道路パトロールの場所を、特にそういう穴ぼこで被害が特に多いような場所ですね、幹線道路を中心にパトロールをしてもらうように指示をして、穴埋め等を実施するように変更したところでございます。

以前の今木議員からの御提案のありました通報のシステム、いわゆるスマートフォンで市役所のほうへ、その場所、それから位置情報はそのまま自動的にスマートフォンで出ますので、いわゆる千葉市でやっております「ちばレポ」と言われる実証実験が本格的に稼働しているというのも私どもも承知しておりますので、それが、やはり通報された方が市がどう対処したかについても逆にわかるようなシステムになっておりまして、そして、その通報場所が蓄積されていきますので、それが蓄積されていくと、どこが一番損傷が特に頻度が高いのかということもわかることとなりますので、それらのシステム等はなかなか高額ということもお聞きしておりますけど、瑞穂市内狭い中ですので、市としては今のところ日常は担当部署が道路パトロールをしておりますし、シルバーも週1回やっております。このような初期対応から、特に幹線道路と言われる市道の1・2級路線ですね、61キロほどございますが、これらについては10年間で計画的に路線の舗装補修をしていくような対応をしているところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 生活道路の安全確保の2点目です。

歩行者、自転車、シルバーカー、ベビーカー、まだありますかしらね、交通弱者ですね。こういう人の安全確保についてお聞きします。

瑞穂市では、段差の総点検をしたことはあるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 段差に特化した道路の点検はしておりません。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） バリアフリー法、12年前に施行されましたが、これの正式名称

は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律だそうで、内容は、高齢者や障害者や、これは赤ちゃんを育てている人もそうだと思うんですが、子育て中の人もそうだと思いますが、気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指す法律だそうですから、段差の解消というのは階段はなかなか難しい。21号線と友愛道路の交差する下は巨大な階段で、交通弱者はあそこを通れません。だから、21号線の向こうにいる人は、こちらへ来るのが非常に困難です。交通弱者ですね。あれは市道だそうですね、国道の下ですが。ここは、もう非常に難しいことがわかりますので、今回は段差だけに限りました。

それで、私は自転車ばかり使うわけで、本巢市とか北方町にも自転車で行きます。そうすると、瑞穂市から出ると快適です、自転車道路は。反対に、本巢市、北方町から帰ってくるときも、いろんな道路を使うんですけど、北から来る道路、瑞穂市に入ると怖いんです、非常に。

北方町ではバリアフリー法が施行された年、月を置かず、車道と歩道の段差をコンクリートでちょこちょこ全部埋めました。もう感動しました。私、自転車で当時、北方町の図書館へ通っていたんですね、絵本の活動。そうしたら、もうバリアフリーの施行と同時に段差が埋まっていました。非常に感動しました。それで、大変なことだと思いますが、幹線道路について新年度予算でも億単位のお金がかかるようなところも計画されておりますが、人口がふえる、外国人もふえる、そして、人口がふえるということは子育て中の人もふえる、同時に高齢者もふえるまちですね、ですから、まず優先的に段差解消をやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員から御紹介のあった、いわゆる交通バリアフリー法に基づいた整備というのは、その法律ができる前から少し話をしますと、この穂積駅周辺、庁舎周辺の道路整備を少し事例を挙げて見ていただきますと、まずは駅前の県道が、植栽を、低木を取って歩道が広くしてあるとか、もう少し言うと穂積駅にエレベーターができたとか、それから市役所の前の総合センターの前あたりの歩道というのは、これも植栽を取って、いわゆるマウンドアップといった段差があったものをフラットにしております。それから実は、国の交付金事業でメニューがこういうものがあつた中でやってきたのが、いわゆる市民センターの中にエレベーターをつくったとか、この市役所にエレベーターをつくったとかいうのも、この交通バリアフリー法に基づいたような整備をしております。残念ながら、この地域にあるこの北方・多度線の歩道というのは非常に狭く、乗り入れ等で波打っているということで、その当時から不評を受けていたというのもありますので、それらについても引き続き県と協議しながらその解消も進めているところでございますし、駅から南へ突き当たって東へ行くのも穂積停車場線という県道なんですけど、このあたりのいわゆるバリアフリーとなるような段差解消も要望はしておるわけですが、いろいろ沿線の方のいろんな御意見も伺いながら進めている中で、

なかなか進まないというところではございますが、今議員が御指摘のとおり、国では第10次交通安全基本計画の中で、平成27年に比べて平成32年までに交通死者を2,500人以下にしようとする、27年の約4割減らそうとしているという計画があります。この中では、やはり生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備という目標が出されておりますので、私どももそれに沿った格好で、歩道の設置だとか路側帯の拡幅、防護柵の設置、カラー舗装、それから交差点においては歩道だまりの確保等を進めていきたいというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 非常に明るい気持ちになれました。国も生活道路を優先的に整備するという方針を打ち出しているというのは知りませんでした。

今、アベリアなど植栽も除いてと言われましたか、ということなんですが、3つ目として、穂積駅南交差点という名前がついている交差点がありますね。旧北方・多度線と穂積停車場線、市役所の前のが東に行く、その交差点のところですね、印刷屋さんがあるところですが、今印刷さんはやっているかわかりませんが、あそこの交差点については2回目の質問なんですが、今、段差についてはちょっと解消されるのかなと思いましたが、2点質問をします。

非常にややこしい方で時間が長くなるのは嫌なんですが、南から来ますと、あの道路、まず21号線の地下道を右側で、南から来てですよ、右側にしか歩道がありませんから、地下道を右側で渡ります。自転車は左側通行ですから、ずうっと左側で走ってきて地下道だけ右側へ来るわけですよ。そして、今度はまた左側へ行って、この交差点、小学校の北側の交差点へ行くわけですよ。そうすると、あの交差点で横断歩道は右側になっているんです。ですからまた右側へ行かなきゃいけないんです。それで、右側で渡りますと、今度は駅のほうへ行くのに、自転車は左ですから、また左へ行かなきゃならないんです。そうして渡るところが非常に狭いんです。アベリアはあるし。非常に危険です。これから自動車を手放す高齢者もふえると思うんですね。ですから交通弱者が移動をしやすいように、あの交差点を改善していただきたい。

今、鹿野部長は多分改善するということをおっしゃってくださったと思うんですが、もう1個、きょうは私、雨だったので、タクシーで市役所へ来たんですが、運転手さんが、あの21号線の地下道に乗っていて穂積小の北の交差点へ来るまで間に、けさ、ここの渋滞すごかったですよと、21号線の地下道からあの交差点まで全部車がつながっちゃって動かなかったと。つまり、21号線の南もまだ車がつながっているわけですね。だけど、信号が変わっても北へは来られないわけですよ。それで非常に危ないということを書いてみました。ここは通学路にもなっています。通学路を小学校の西側に駐車場があるので、特に雨の日なんかは西側に駐車して、東に子供が渡っていますね。これは前に取り上げましたが、これについて1つ改善策を出したいと思います。

特別な人を除いて、けがをしているとか、歩けないとかいう人を除いて、西側の駐車場まで来ないで市役所の駐車場にとめていただいて、あとは、その歩道橋を渡って通学路を学校まで行くようにするという指導を穂積小学校でしたらどうかと。特別、それだけ歩けない子供については許可証を出すという提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ちょっと今の御質問の前段で議員が言われました、穂積停車場線と市道の信号のある交差点の、いわゆる登下校で、赤信号で児童が待機場所がないので非常に歩道に並んでいると。そこへほかの自転車等が入ってくると、さらに逃げる場所もないというようなお話だったと思いますので、そのスペースを確保するために、その交差点付近のアペリアを撤去して待ち場を少し確保するような、こういうことについては、道路管理者の県と協議をして実現できるように要望したいというふうに考えております。

それから小学校西側、私もけさ、ちょうど大雨の7時半ごろでした。確かに車が渋滞しております。そこへ児童たちは小学校へ向かって登校しているというような状況をきょう見ております。そういった意味で、小学校西側へお子さんを送られる車があるというのはきょうも見ておりますし、さらに国道21号、地下道が片側交互になっておりますので、さらに渋滞を引き起こしているというような状況も見ております。私どもインフラを整備する側としましては、前回お話ししたかもしれませんが、小学校西側にあります駐車場がございます。この道、それからそこへ乗り入れる橋が狭いので、今、その整備については順次用地を確保して道路拡幅をする予定でいますし、先行してその橋の拡幅、それから駐車場付近までの一部道路拡幅を既に工事を発注しておりますので、できるだけ車のスムーズな移動を促して混雑の解消に努めたいというふうに考えております。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 車はわかりました。改善、道を拡幅してというのはお聞きしていますが、私が今申し上げたのは子供ですね、子供が西側の駐車場から学校までの間、それだけ渋滞しているところを渡るのが非常に危ないので、なるべく市役所に車をとめていただいて、あとは正規の通学路で学校へ行ってもらったらどうですかという提案ですが。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問でございますが、子供たちは通学班で朝並んできますので、通学班で並んでくるというのが一つの学習でもあるわけなんです。今の御質問の中には親が連れてくるという状況です。基本的には、何かがあって連れてくるわけなんだろうけれども、遅くなったんでしょうか、いろんな状態があると思います。ただ雨が多いから連れてくるということではやっぱり困ります。私ども学校を見ていて、はっきり言って穂積小は多い

です。けたたましく多いです。どうしてこんなに差があるんでしょうかと分析もしたいところ
でございますけれども、本当に件数が多いですね。ですから、やはり雨の日はできるだけ早目
に皆さんで集まって歩いてくるということがいいと思いますし、市役所のほうにとめてという
ことになると、1人でまた分団は歩いているんだけれども、その子だけがとことこ歩いてこん
ならんということになりますし、そういうことではやっぱりいけないと思います。やっぱり病
院へ行っておくれたときとか、何かがあつてどうしても間に合わなかったとか、そうい
う最低限の送り迎えにさせていただいて、基本的には登校班で来ていただくということを励行し
ていただくということがありがたいと思います。どうしても西側にとめたいときは、学校の先
生たちが安全を確認して出てくれております。穂積小学校の先生たちは出てくれてますね。
それで、渡して事故がないようにという手配もしておりますけれども、基本的には自分たちで
歩いてくるということが、先ほどの通学路のこと、距離のこともありましたけど、体力のこ
ともありますので、やはり学習の一つだと思っておりますので、できるだけ学校のほうにもP T
Aのほうにも話させていただいて、皆さんで歩いてこられるようにしましょうねという運動を
進めさせていって減少させていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願ひし
たいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 時間の関係で教育委員会に答弁は求めませんが、瑞穂市道路計
画によると、生活道路の整備方針は2つありまして、そのうちの1つは交通円滑化道路、道路
の円滑化を図るということで、まさにあの21号線の地下道から、今言った穂積駅南交差点まで
は、もうその対象で、幾つもの要素から円滑化を図らなきゃならない道路だと思いますので、
今の御答弁によると、アベリアもちょっと取りたいとか、それから自動車でする子供も少し減
ってもらいたいという答弁でしたので、ぜひその辺で行政が動いていただきたいと思います。
県とも協議していただきたい。

3つ目に行きます。

民生委員についてです。

支援を必要とするある家族について、民生委員の方は7年ほど前から把握し、たびたび福祉
課に伝えていたそうです。記録は残っているのでしょうか。民生委員の働きに対する対応をき
ちんとしなければいけないと思います。この件については、自治会長や区長や保健師や多くの
方が情報を持っていましたが、ここでは民生委員だけ取り上げます。民生委員からのそのたび
たびの報告の記録は残っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

現在、瑞穂市においては75名の民生委員さんが活動していただいております。この活動につきましては、日ごろから私ども大変お世話になっておりまして、深く感謝と御礼を申し上げるところでございます。特に、私ども市役所がなかなか目の届かないきめ細かな見守りや、地域の活動などのいろんなお話を聞くに連れまして、まさに私ども頭の下がる思いでございます。

そんな中で民生委員から寄せられる情報につきましては、先ほども申し上げましたとおり、行政が知り得ない貴重な地域の情報が多々ございまして、尊重しなければならないというふうに感じております。そんな中で寄せられる情報については、特に安否に関するものなど緊急性のあるものについては、すぐに関係機関との協議に使用するとともに、支援の関係者の集まるケース会議などの情報なども記録には残しております。しかしながら、例えば民生委員がお越しになった窓口や電話などさまざまな形の情報の中で、例えば訪問したけど変わりはなかったよとか、そういった特記すべきことがないと思われるような情報については、文字の記録には残していない場合がございます。このことにつきましては私どもの認識不足でございまして、まことに申しわけない思いでございまして反省をするところでございます。したがって、今後につきましては、こうした情報の大切さを再認識いたしまして、いただいた貴重な情報を生かせるように、また民生委員が個々につけておられます訪問の活動記録というのがございますので、そうしたものの活用も含めてしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 特記すべきことがない記録は別にいいんです。それから活動記録も今までどおりでいいと思いますが、非常に民生委員さんが、これはと思うようなことをたびたび寄せていたのが見過ごされてきたという点が問題だと思うんですね。きのう私、福祉生活課にちょっと伝え事があったんですけど、女性職員は大きい白い紙を、メモ用紙にしては大きかったですけど、持って、話を逐一書いてくださいましたね。初めてだったような気がします。ああいうことなんです。できれば様式がちゃんとあって、何月何日、誰がどこの誰について、このようなことを情報を寄せてくれたと、それを一々電話、または窓口、いろんな方法があると思うんですけど、メールで出す人もいるかもしれません。心配なことは、やっぱり記録に残してもらいたいです。

瑞穂市文書規定を見ましたが、この中では入らない、入っていないかなと思いますが、きちんと位置づけて、これから高齢者や、それから貧困なんかの、虐待とか心配なものは早く見つけて、内容が小さいうちに対応しないと本当に対応し切れないことになりますので、ぜひそれをやっていただきたい。新しい様式をつくってやっていただきたいと思います。ちょっとお答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問をいただきました様式につきましては、私どもいろいろ部門がございます。障害、高齢者、児童、いろいろございますが、検討していきたいと思えます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 検討していきたいという答えはとっても不安なんですけど、きつと具体化してくださると信頼申し上げますので実施してください。

4つ目へ行きます。これにもっと時間を割きたかったんですが、時間不足になりました。夜間中学の設置についてです。

通告内容を読みます。国は、教育機会確保法を昨年施行しました。これは都道府県に最低1校、夜間中学の設置を目指すものです。これは、前川喜平さんという元文部事務次官の方が御尽力、あと馳元文部大臣とかが御尽力いただいて、教育の機会確保は憲法でも教育基本法でもうたわれている。そして今、外国人も入り、不登校もふえている。子供は減っているのに不登校はふえている。こういう実態の中で夜間中学も設けることを目指したものです。つまり、義務教育の9年間の教育を、これを過ぎた子供、大人、年齢、国籍問わずです。教育を受けられるようにするというものです。教育を受けなければ人間は人間になれません。赤ちゃんから育ててみると本当によくわかります。ということで、文科省が尽力してこの法律をつくったものです。それで、岐阜市の県会議員が県庁に問い合わせましたら、各自治体から上げてきてもらいたいという回答だったそうです。それで、この設置を望んでいる関係者、市民活動をしている人が瑞穂市にも見えたそうですが、一体誰が担当か不明でわからなかったと、そのまま帰っちゃったという状態だそうです。

ということで、不登校児数、過去にさかのぼってというと、いつまでというのはあれですけど、つまり、もう義務教育を終わっちゃった子供で、実際にもしそういうのがあれば私はもう一回勉強したいという人も私は知っています。20代の方ですけど。こういう人と、あと外国人ですね、瑞穂市は多いですから、日本の義務教育を受けてみたいと、こういう人の実態調査をしていないと思うんですが、実態調査をするまず担当、これの設置を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） くまがい議員御質問の夜間中学についてお答えします。

まず、所管は瑞穂市教育委員会学校教育課で行っております。

夜間中学について少し説明を加えさせていただきます。

当初、これは昭和20年代ですが、戦後の混乱期に、いわゆる生活困窮などの理由で働かなく

てはならないとか、家事を手伝わなくてはならないといった、本当なら就学すべきお子さんが義務教育の機会を与えられずに勉強できなかったということで、その当時は中学校に夜間学級としてつけ加えた形でつくられました。ですので、当時は中学校夜間学級と呼ばれております。昭和30年代になって、それは大体全国で80校あったというふうに言われております。その後、ずうっと進みまして平成27年になりまして、そういうお子さんが減ってきている中で、日本国籍を有しない子供、いわゆる外国籍のお子さん、あるいは不登校で、実際は学校にほとんど通えなかったけど、いろんな配慮で卒業認定をしてもらおうといったお子さんが学び直しをすることができるというような形に条件を緩和しました。当時、全国には31校あったと言われております。それが28年になりますと、先ほどくまがい議員が言われましたが、卒業したお子さんだけではなく、現に今、中学校に在籍するお子さんであっても夜間中学に入学することができるというように条件がさらに緩和されました。そういった中で先ほどの法律ができたわけでございます。それは正式には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、おっしゃられたとおり全国の地方公共団体には設置しましょうということで、国の方針は各都道府県に1校は設置してはどうでしょうかということを出しております。それに基づいて28年の12月には、瑞穂市におきましては、まず市民の皆様には夜間中学校についての周知を図るために、文科省が作成された夜間中学周知ポスターというのを掲示いたしました。学校や庁舎、公民館等で掲示いたしました。しかし、今のところ市民の方からは問い合わせは一件もございません。

今後、設置を考えた場合は、次の2点について考えなければいけないと教育委員会では思っております。1つ目は設置場所でございます。どこに学校をつくるのかということです。国がいろいろ条件を示しておりますが、その条件と言いますと、1つ目に、中学校の現在使われていない教室や昼間のみ使われている教室、もう一つは、教育センターや生涯学習施設、教育支援センターなどの教室というようなことが考えられます。しかし、その前提となる条件としまして、中学校としての基準を満たさなければなりません。中学校としての基準というのは、校庭があるとかいうようなことがかかわってきます。そうすると、先ほどの2つ目に言った教育センターとか生涯学習施設は非常に難しくなります。また現在、市内は児童・生徒数もふえていますという中で、使われていない教室は中学校にはございません。となると、1も非常に難しいなということが考えられます。

2つ目に考えなければならないのは、教員の配置でございます。教員の配置につきましては、国は義務標準法というのを策定しておりまして、いわゆる学級が幾つあるか、学級編制ですね、それに基づいて教員の数が決められてまいります。給与等もそれに基づいて市町村立の教職員の給与負担法というのがあります。それで教員が配置されてくるわけですが、これらを進めていこうとした場合は、市が確かに設けなければいけない部分はありますが、都道府県や瑞穂市

だけのお子さんを受け入れるわけではないですので、近隣の市町村、ここの調整が必要になります。そういった連絡調整を行うための協議会を組織しなければならないということも生まれてまいります。よって、実際に設置を考える場合は、こういった市民とのニーズ、施設、教員配置、そういったものを踏まえて、県の教育委員会や、この周辺の市町の教育委員会と連携して協議会を組織するなど詰めていく必要があるというふうに言われます。ただ、このことにつきましては非常に大切な課題と考えますが、現在市内には外国籍のお子さんは137名おります。また、不登校で年間例えば30日以上欠席するお子さんは、小・中合わせて50名ほどおります。私たち教育委員会は、確かに夜間中学の設置も考えなければいけない課題とは思ってはおりますが、今、籍を置いているお子さんたちに目を向け、この子たちが不登校になる前にできる対応、不登校になってしまったときにしなければならない対応を考えなければいけない、そして、確かな力をつけるべきだということを考えておりますので、議員が質問の夜間中学につきましては次の課題というふうに捉えておりますので、御理解いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番 くまがいさちこ君の質問は終わりました。

続きまして、8番 森治久君の発言を許します。

森君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、3点について一般質問を行わせていただきます。

1点は地域包括ケアシステムの進捗状況について、2点目にJR穂積駅圏域拠点化構想推進事業について、3点目に瑞穂市都市計画マスタープランについてでございます。

私は、このマスタープラン、都市計画、また穂積駅前の拠点化構想推進事業、そして、1番目に御質問させていただきます地域包括ケアシステムの構築という、森はいつもこの3つぐらいを中心的にやるなということをご皆さんお思いかもわかりませんが、これから先の瑞穂市においては、やはりこの都市計画、またハード的な都市計画、またソフト的には支え合い、助け合いの地域社会、共生社会をつくるための地域包括ケアシステムの構築というものが欠かせない政策であるということで、この3点について御質問をさせていただきます。以下につきましては質問席において行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、地域包括ケアシステムの進捗状況について御質問をさせていただきます。

瑞穂市の65歳以上の高齢化率も今年度には21%を超え、超高齢化社会になろうとしております。瑞穂市においてもいよいよ超高齢化社会の到来であると言えます。昨年度策定されました高齢者生き生きプランの重点施策では、健康づくり、生活支援体制の整備、認知症対策となっております。重点施策になっている高齢者の日常生活支援体制の整備について質問をさせていただきます。

まず現在、市内のどこの校区で地域包括ケアシステムの構築がされて、住民主体による日常生活支援体制が整備された校区はないと私は思いますが、所管の部長の御見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの森議員の御質問にお答えをいたします。

日常生活支援体制の整備、特に地域包括ケアシステムの中では、私ども大変重点を置いておるものでございます。この進捗状況につきましては、具体的には地域支え合い会議という組織を各校区のほうで立ち上げていただくように、昨年度、一昨年度、そして今年度と説明会を行ってまいりました。結果的には昨年度に1校区、穂積校区のほうでそういった会議を催していただけることになりました。また、今年度につきましては1つの校区、牛牧校区でそういったところが立ち上がりました。いずれもそれまであった社会教育の校区活動委員会が母体になられまして、そこに福祉の部会をつくるような形で立ち上がってきております。

また、今後につきましては、現在1つの校区、具体的には1つの校区、生津校区でございますが、生津校区のほうへ一昨日もお話に参加しまして、立ち上げ準備の段階であるというふうに認識をしております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、部長のほうからは、穂積小校区においては前年度から、牛牧小校区においても今年度よりと、今後は生津地区においてもという御答弁をいただきましたが、それは決して日常生活の支援体制が整っておるというのではなく、くつろぎカフェ等の活動することによっての互助の地域社会づくりというようなことでの取り組みをされておられるに私はすぎないことかと考えます。

市内のどの校区も生活支援コーディネーターが介入し、住民による互助を進めている地区は、現在まだないと私は思っております。昨年度には地域で支え合う地域づくりの説明会がございました。これがいわゆる先ほど部長がおっしゃられたことかと思えます。地域での機運も、しかしながら、とても高まっているとは言えない状況であると、私も牛牧小校区の現状を今見て思っております。そんな中、地域で支え合える地域づくりは、かかわりがいい人には目に見えるものではないと言われますが、地域に住んでおられる方は、支援してもらえるもの、やっってもらえるものと考えておられ、受け手であり、自分が支え手になるという意識は、私にはないのに等しいと思う現状だと考えます。

毎年、地域包括ケアシステムの活動予算が、昨年度、その前年度も計上されておりましたが、全く予算執行がされず、不用額となり、もとす広域連合に返金や精算されていると聞いております。今年度においても予算計上されておりましたが、今年度は予算執行できるものか疑問を持

つとございます。地域包括ケアシステムの構築には、地域の実情に応じた進め方が必要であり、現在のように全ての校区が一様な進め方ではなく、共生社会を構築するための補助金や交付金を活用すべき校区があってもよいのではと私は考えます。

私は、もっともっと今以上に、市の職員の皆さんや社協の職員の皆さんが地域へどんどん入り込んで介入をする必要があると思っております。今後、どのように進められるのかを、またどんな予定をされているのか、具体的な政策活動等がございましたらお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 先ほど議員のおっしゃるとおり、前段部分で、地域住民の方だけでなく特に多くの高齢者におかれましては、これまでの社会、経済状況を反映して、さまざまな福祉の政策やサービスをやらしてもらえるサービス（受け手）と考え、自分たちが支援の必要な方の支え手になるという意識はなかなかないというのが大方の現状ではないかというふうに私どもも考えております。

そこで、現在の社会経済状況及び将来の予測、いわゆる少子・高齢、人口減少が進んでいくその先を展望する中で、社会保障制度の現在の枠組みを維持するためには、国において現在の見方、考え方を変えなければならないとして地域包括ケアシステムの構築、あるいは進化というものを提唱しているところがございます。

これまで高度経済成長期においては、1人の高齢者をたくさんの若者で支えていたものが、行く行くは1人の高齢者を1人の若者で支える肩車型の支援構造となっていくものと懸念されております。そんな中で、元気な高齢者にあっては、1人でも支援の必要な高齢者を支える側に回っていただき、そうした支援の活動自体が支える側の、逆に元気な高齢者の介護予防につながっていくというようなところをいろんなところの説明会でもお話をしているところがございます。したがって、こういったところから地域の皆様に御理解をいただくことが、実際に施策や事業を起こすことの前に事前の重要な作業というふうに考えております。

そういうことの意味から申し上げれば、昨年度、一昨年度において、各校区においては、なぜこの地域包括ケアシステムの構築が必要なのかという問題意識のもとで地域支え合い推進会議について設置をお願いしてまいりましたが、決してそれだけでは十分ではないというふうに認識をしているところであります。したがって議員の御指摘のとおり、今年度につきましても積極的に地域のほうにお邪魔して、さまざまな機会を捉えて説明会、勉強会、あるいは講演会、研修会などさまざまな形で参加をさせていただきますとともに、地域の福祉課題を話し合うこととして、皆様方のお考えや、何かいろいろできることからやってみようといった機運づくりに寄与していきたいというふうに考えております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今現在、先ほど私が申し上げました、広域連合における瑞穂市において、地域支援事業としての活動がされずに、予算執行されずに返還するというような活動費がございます。これとは別に、それがいわゆるくつろぎ、先ほど部長がおっしゃられた、くつろぎカフェなる事業が広域連合から支援事業費として賄われておる活動費かと思いますが、そのほかに社協を通して活動費等が賄われておられますふれあいサロンであったり、いきいきサロン、または、先ほど私が申し上げたくつろぎカフェ等々いろんな活動が今されてはおります。今後、このようなサロン、またはくつろぎカフェなるものの回数をふやしていかれる予定であるのか、またその予算、ふれあいサロンであったりいきいきサロンというのは、皆さん、このボランティア保険に入られるのも自費で入られてボランティアにおいて活動されておるといように聞き及んでおりますが、どのような方針であられるのか、お尋ねをさせていただきたいと思っておりますし、また、先ほど申し上げました地域づくりは目に見えないものと言われております。地域の支え合い協議会が設置されたことが地域包括ケアシステムの目標ではございません。地域に住んでおられる方はやってもらえるもの（受け手）と考えておられる方が多いと思っております。自分たちが支える、支え手という認識がない、また、ないに等しいのが現状でございます。地域の実情に応じた進め方を行政はお示しされるべきではないかと思っておりますが、それについてどうお考えか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま議員から御質問をいただきました前段のいきいきサロン等につきましては、地域の集いの場として地域で生き生きとした生活を続けることができるような活動の場ということで、毎回お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、レクリエーションを楽しんだりして、さまざまな活動をしておられます。平成30年4月においては、市内32カ所で行われておりますが、今後の方針といたしましては各1年度ずつに2地区ずつの増加を目標に、社会福祉協議会のほうから働きかけを行っていく予定でございます。

また、くつろぎカフェでございますが、こちらは市の地域包括支援センター、社会福祉協議会が設置しておるものでございますが、こちらの介護予防の事業に位置づけられ、実施されております。流れとしては、介護予防の必要性や方法を学んで自己の介護予防、健康増進に生かすというところで、みずほ生き活きサポーター養成講座という社協主催のそういったサポーター講座を修了した方の有志の皆さんが、市内4カ所で月1回ずつ介護予防のカフェとして、健康体操、あるいは認知症予防のレクリエーション等を行っておられます。

今後でございますが、このカフェの担い手となるサポーターの養成講座を年20人を目標として行っていきまして、スタッフをふやす中で展開を図っていききたいというふうに考えております。

また、先ほどからお話をいただいております支え合いの事業等々でございますが、これらは

議員御指摘のとおり広域連合、それから介護保険のほうからお金をいただいております。これにつきましては、毎年度の後半に各市町に配分金の案が回されてきております。私どもは、できるだけそのお金を有効に使おうと思ひまして手を挙げているところでございますが、確かにそれがしっかり生かし切れていないというところは否めないところでございます。今後につきましては、そうしたせっかくの配分されたお金でございますので、しっかり精査して使っていきたいというふうに考えてはおります。

その中で、こうした事業については、限りなく地域力を高めていくことが求められております。今は、厚生労働省の関係、どの資料を見ても地域地域でございますが、こうしたことにつきましては、通常の事業のようにどこかででき上がって、はい、これで終わりというようなわけにはいかないものでございます。まさに新しい地域づくりへの取り組みへの挑戦ということになっております。現状では、先ほど申し上げました穂積校区が先行してやってみえています。また、牛牧校区におかれても、何度も申し上げますが、これとほぼ同様な形になりまして行っていかれつつあります。今月の中旬、先週にも部会の会議が持たれたところでありまして。しかし、いずれにおかれましても具体的に、さあ事業を起こそうという段階ではないのが実態でございます。また、他の校区におかれましても、できますれば、まず穂積や牛牧校区のように各校区ごとで個別に御協議等をさせて私どもいただきたいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、当然各地区によって状況が異なりますので、一様には進めることができないということも重々承知をしております。またその地域に合わせた形でいろいろかかわっていききたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 昨年度から穂積小校区においては、先ほどの日常生活支援体制の整備がされておるという中での活動費として100万円の予算計上がされました。これは今年度、牛牧小校区においても計上がされておるということでございますが、この100万円、国では地域包括ケアシステムの強化のために使いなさい、活用しなさいということでございますが、本当にそれで地域包括ケアシステムの構築ができるのかどうかは、私はなかなか疑問であるところでございます。校区においても、この100万円をどのような活用をするべきかということは、皆さん頭を悩まされておるところでございます。しっかりと行政においては、この100万円をどのように活用することができるのかをしっかりと御説明とお示しをしていただき、先ほど申し上げました各地区の実情に合わせた使い方、例えば委託費に使ってもいいと思ひます。それは、地域においては、民間のそのような専門的な見識を持たれるところの講師に来ていただく中で、活動のノウハウ、支え合い、助け合いの社会地域づくりのノウハウであったり、また健康体操であったり、予防につながるような仕組みづくり、そのようなことを学ぶことも大切なのかな

と私は考えます。

いずれにせよ、この生活支援体制整備事業で、地域で支える人が単なる見守り活動ならいいのですが、支援活動を行うということになれば、これらの活動をする人は無償でいいのか、有償ボランティアでなければならないのか、また無償で継続できるのか、無償で人が集まるのか、無償で質の向上も望めるのか等々、いろんな疑問が湧いてきます。校区への交付金を充てるべきではないかと私は考えますが、先ほども申しましたが、毎年毎年、地域包括ケアシステムの活動予算が計上されてきましたが、ほとんど予算執行されず不用額となってもとす広域連合に返金や精算をされておるのが現状でございます。今年度においては予算計上されておりますが、また例年のごとく予算執行できるのか疑問に思うところでございますし、またしっかりと行政においては価値のある予算執行ができるようお願いをし、次の質問に入らせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ちょっと済みませんが、本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

森治久君、どうぞ。失礼しました。

○8番（森 治久君） それでは、2点目のJR穂積駅圏域拠点化構想推進事業について御質問をさせていただきます。

こちらは、これは通告させていただきましたので、こちらも見られたかとは思いますが、平成24年3月に取りまとめがされた瑞穂市中心市街地活性化構想策定調査報告書でございます。これについて、企画監が御答弁いただけるのかわかりませんが、こちらの御見解をまずお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 議員御質問の瑞穂市中心市街地活性化構想の見解についてお答えいたします。

この構想は、瑞穂市商工会において策定されたもので、JR穂積駅を中心拠点として捉え、当時の現況整理とともに、駅周辺の居住者や事業者の意向を吸い上げてつくり上げていくなど、平成28年度に市が策定した拠点化構想と似ている部分がございます。さらに、双方の構想が掲げる施策におきましても、駅前広場の再整備や商店街の活性化を通じてのにぎわい・交流づくりなど、共通点も多いと感じているところでございます。また、拠点化構想の独自の特徴としては、JR穂積駅を圏域15万人の拠点として、瑞穂市だけでなく近隣の市町の中心として捉えていることや、地方創生の取り組みの一環として、駅周辺でお金や経済を動かすチャンスや可能性を探るため、ほづみ夜市や空き店舗の活用といった事業を実施している点が上げられます。

一方で、活性化構想にあるような駅ビルの建設など、こういった大規模な駅を望む声が、この拠点化構想では余り聞かれず、駅を使う通勤・通学の方、それから駅周辺に住む方などが心

地よく時間を過ごせる、落ちついた駅周辺を望む声が多かった点などが違いとしてございます。

今後、これら類似点や相違点を踏まえながら市の事業としても位置づけていくため、まちづくり計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。今、企画監が御答弁されたとおり、こちらは商工会が調査報告書ということでまとめ上げられた、いわゆる現在あります穂積駅前の拠点化構想の推進事業と同じ意味合いであると私も思っております。ただし、違うのは、現在の状況であれば、最後に御答弁いただきました具体的な、今現在は瑞穂市行政としては、これは当然ワイワイ会議等々で、地域駅周辺の地域住民の方を中心としたお声、考え方、また朝日大学の学生さんであったり、さまざまな方の意見をお聞きする中で、今、その取りまとめをロードマップによりますと平成31年の3月にはまとめていただける、またお示しをいただけるということをお聞きしておりますが、最後に御答弁いただいた企画監の中で、皆さんの思い、考え、願いの中に、駅前ビルであったり大規模な開発を望むような声は今現在の中ではないという御答弁でありましたが、それはもう一度確認をさせていただきたいところと、あとは、こちらには例えば中・長期施策として10年から20年ということで、駅改札口を現在の場所から約100メートル西に移転整備すると、駅の改札口の今の現状と変わる部分まで明記をして具体的な整備計画を明記されております。これは行政ではございませんので、商工会の方等が中心となって、そのときの委員の皆さんが策定されたものでございますので、行政が今進めておるものとは意味合いが違うやもしれません。まず、先ほど確認をさせていただくのは、駅前の大規模な開発、駅前ビルというようなもの、こちらには当然、5階、6階程度の駅前ビルであったり駅ビルというもの、またJR東海と市が協同して駅ビルを一体的に整備するというような明記の仕方も中・長期的施策としては明記がございます。もっと言いますと、高架にもするというようなことの明記、駅舎も整備するというようなことの明記もでございます。そのような現在市民からの声、願い、意見がないのか、再度御確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今、拠点化構想で取りまとめているアンケート、いろんなワイワイ会議であったり、それ以外にも地域の方々の意見募集、朝日大学も含めてですけど、いろんな声を聞く中では、現時点では大きなビルを望んだ意見というのは余り出てこなかったというのも事実でございます。ただ、今後整備する中で、開発が進んでいくと、いずれはそういったものも声としては出てくるのではないかなということも想定はしておりますが、現時点では、まだそういった声は大きくは聞かれていないというところだけ事実としてお伝えしました。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） 今現在は、こちらラブリータウン構想ですね、通称ですが、これに明記してあるような具体的な開発整備の声は聞こえてはいないということでした。そのような声も多少あるのかとは思いますが、大きくはないというふうに理解をしました。例えば、これがそれほど大きな整備事業の必要性、または願い、思いが、市民の皆さん、これは近隣住民の方も含めて、いわゆる当事者の方、お声がないということであれば、どのような整備事業の手法ですね、これは。この当時は、これは当然、中心市街地活性化構想ということですので、市街地活性化の法律にのっとり国からの補助等をいただく中で進めるという事業計画であったと思います。現在、瑞穂市がこの構想をされております拠点化構想推進事業は、どのような事業手法で行うのか、手法の思いを、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） お答えいたします。

この拠点化構想の基本となる事業手法についてでございますけれども、今現在考えておりますのは、この J R 穂積駅圏域拠点化構想の実現に向けまして位置づけられたまちづくり計画において、今後絞り込まれる予定の計画図の素案ですね、これを具体的に整備する手法としまして、まず道路部分、それから街路の部分では直接買収方式というのがございます。それから沿道整備街路事業という手法もございます。それ以外に街区、それから駅周辺、駅前広場といった面的なもの、これにつきましては土地区画整理事業、それから市街地再開発事業といったものを活用して事業を実施することが一般的に行われております。本事業におきましても、これらの手法はどのように組み合わせて実施するのが駅周辺整備に最適なのかというのを、今後十分に選択をした上で事業を進めてまいりたいというふうに考えておるところです。

また、これはもう一つ、つけ足しですけれども、どんなような事業を行うにしましても、基礎調査とか土地利用の方針の決定、それから概算事業費などの検討というのは重要になってきております。何よりも、この地域の方々の御理解というのと御協力が得られないことには、これら事業というのは前には進むことはできません。引き続き、これから地域の方々に意見というのを伺いながら、まちづくり計画の策定を順次進めてまいりたいというところを言いまして、答弁とさせていただきます。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） 今、企画監のほうから手法については、さまざまな手法を組み合わせる中で事業を進めていきたいということで、メインになるのは多分区画整理事業であるのかなあとは私も思います。そんな中で、最後に、今の御答弁の中で、地域住民の方の理解がなければ

進めていけないと御答弁がございました。もちろんであるかと思えます。強制的に行うことはできません。これは先日もちょっとお伺いしたことになると思いますが、委員会の中で下水道の整備、これも地元自治会の住民の皆さんの理解がなければ進めることができませんというお話で、いかにも市民の方の心情等を大切にされると見えつつも、いかにも消極的なまちづくりではないかと私は思います。本来、穂積駅、これは瑞穂市の発展のみならず圏域人口15万の大切な駅なんですね。もともとは国鉄時代に穂積駅ができ今に至っております。国鉄なんですね、もともとは。民間が設置した駅ではないんですね。あれはやはり本当に、この15万人の圏域の発展、またはそこにお住まいの皆さんの生活の利便性を担保するためには、今の現状ではいけないと思うのであれば、地域住民の方の理解はもちろんいただく努力は必要かと思えますが、どんな駅が必要なのか、整備が必要なのかをお示しをし、そして、その理解を得られるための最大限の努力は当然のことでございますが、できない、理解がいただけないということだけで事業が進まないということは、私は行政としての責務を果たしていない、それにつながるのではないかと。これは下水も同じことであるということで、今、その答弁の最後のお言葉をとって、理解がいただければ事業を進められないというお言葉は、いかにも瑞穂市5万4,000人の皆さんのみならず、この穂積駅を利用される、また今後、もっともっと利用していきたい、また他市町においては、この穂積駅の発展とともに、瑞穂市の発展とともに、その市町も発展をしていきたい、また人口減少の歯どめをかけていきたいと考えておられる市町にとっては本当に寂しい御答弁であったかと私は思います。今後は、私は本当に瑞穂市の発展、また近隣市町の発展のためには穂積駅の整備というものは欠かすことのできない事業であると思えます。先ほどくまがい議員のお話にもありましたが、近くには穂積小学校もございます。県道の穂積停車場線ですね、こちらは南の改札口からどんと出て横堤のところでバイパスのほうへ抜ける、また一方は北方・多度線に抜ける、これをバイパスまで16メートル道路で駅前からどんと抜いて、そして、バイパスからも一つの16メートル道路を設けることによつての沿道の商業施設も、それが駅ビルであったり、また市庁舎を一体的に設けるというようなものもしっかりした構想を立てられることが、本当に岐阜市の駅前、また大垣市の駅前にも負けないような、バイパスと300メートルから500メートルでつながるような駅というのではないと思うんです私は。そのような構想をぜひとも持っていただく中で、大きなビジョンを描く中で、できなければできない整備、5年、10年の間でできる整備、できないのであればほかの手法を考えなければならないということだけ、お願いと私の考えを申し上げさせていただきまして次の質問に移らせていただきます。

次に、瑞穂市都市計画マスタープランについて御質問をさせていただきます。

こちら平成30年3月に改定されたマスタープランには、都市機能に関する現状と課題として、岐阜都市計画区域全体として目指す方向性を踏まえた都市づくり、主要な駅周辺での居住空間

の形成、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏の構築等とございます。

そこで、お尋ねをさせていただきます。簡潔で結構でございます。

岐阜都市計画区域の構成まちである瑞穂市、岐阜都市計画区域全体として目指す方向性を踏まえた都市づくりの具体的な施策とは何であるかをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市の都市計画マスタープラン、この3月に議会のほうの御承認いただいたわけなんです、これらの都市づくりの目標に向けた具体的な施策ということで、主要なものについては、過度に自動車に頼らず暮らせる日常生活の形成、もう少しかみ砕いて言いますと、医・食・住、医というのは昔の衣ではなくて、今は医療福祉施設、それから食というのは、もう買い物が近くでできるとか、そこに生活圏があるというようなものの形成、それから産業活動や交流を促進する幹線道路ネットワークの形成、これは企業誘致に向けた土地利用だとか、そこへのアクセスする道路の整備、それから3つ目には特色ある歴史・文化を生かした観光交流の活性化、これもかみ砕いて申し上げますと、いわゆる中山道、それから午前中にも少しお話ししました牛牧閘門等ですね、これら歴史ある文化施設を残した、または活用した格好で整備をしていきたいと。これらの具体的な施策を進めながら、目指すまちづくりに向けた具体的な施策を推進してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

この岐阜県においては42市町村がございますが、39市町による27の都市計画区域が位置づけられております。

まず、3つに大きくこの27の都市計画区域を分けることができますが、線引き都市計画区域、これは、この5つの都市計画区域、12の市町がございます。1つ代表的に言えば岐阜の都市計画区域ですね。線引きというのは、市街化区域、市街化調整区域という線引きをした中で用途地域を定めて都市計画をしているという都市計画区域が5つございます。また、非線引きの都市計画区域で用途地域を指定した中でまちづくりを進めている市町が22市町、17都市計画区域、17あるんですね。大きく代表的に言えば高山なんかはこれに当たりますが、それともう一つ、非線引き都市計画区域で、なおかつ用途地域を未指定、用途地域を定めていない、そんな都市計画区域のまちが5市町、5都市計画区域ございます。全部で27都市計画区域になり、39の市町が都市計画区域を定める中でそれぞれの都市計画まちづくりを推し進められているという現状でございます。これは、代表的なものでは海津市なんかはこれに当たります。

私が言いたいのは、これは非線引きで都市計画区域で用途地域を指定しているところが多くあるということなんです。22市町ありますが、単独で都市計画区域を定めておられないのが瑞

穂市だけなんです。瑞穂市だけが岐阜市と同じ都市計画区域に位置し、構成し、同じ土俵で都市計画まちづくりを進めておるといのが現状でございます。ほかの羽島も本巣も美濃加茂も美濃市も、1つのところは全部単独で都市計画を進めておられます。これは、私は前にも岐阜都市計画区域から外れ、瑞穂市単独で都市計画区域、ほかの20の市と同様に非線引きにする中で、その中で今の瑞穂市の現状、実情、無秩序に開発された住宅地域等々がある中で、現状に合わせた用途地帯をもう一回考え、見定め、そして瑞穂市の今の現状に合った都市計画を独自で考えるべきではないかというのを、今までも何回も何回もここで訴えてまいりました。瑞穂市がどうして岐阜都市計画区域の中に5万5,000人のまち、または、今後まだまだ人口がふえると言われる中で、岐阜市の近隣の市町、少なくとも、もちろん笠松町であったり岐南町であったりというのは、町でございますので、岐阜市と連携した中での、北方町も一緒ですが、岐阜都市計画区域の構成まちでございます。瑞穂市は単独で行うのが、私は今後の瑞穂市の発展に一番につながるのではないかと考えます。

もう一つお話しさせていただければ、この岐阜県の先ほどの都市計画区域、瑞穂市というのは岐阜と大垣に挟まれた中心的な位置にあります。そんな中で都市計画区域に属していない、いわゆる旧巣南町の中地区、西地区、このような土地がぽつんと都市計画区域に属さない中で、今はもちろん準都市計画区域という位置づけにはありますが、都市計画区域内ではないです。そんな中で、瑞穂市が今後、企業誘致をしっかりとやりますよ、また、今までも瑞穂市は住宅都市として発展してきたまちであります。今後、マスタープランで明記してあるような6生活拠点の1つの穂積駅周辺の都市拠点と公共交通をしっかりと結ぶ中で、コンパクトな集約型の都市構造のまちをつくっていくというような発想は、本当にできるのでしょうか。これは今、6つの生活拠点の1つである巣南庁舎と、今、トミダヤを中心としたあのエリア、あそこを1つの生活拠点にされておられますが、今の農振地域である中で、確かに農振地域を除外する中で土地の活用を考えることはできるやもしれませんが、なかなか私はハードルが高いと思います。もっと言うと企業の誘致、また商業施設の誘致はできても、住宅地を非線引きのような形で計画、またはそこに住宅地としての活用を進めるということには、私は今後も結びつかないと思います。であるならば、やはりどんどん人口は少子・高齢化の中で減っていく地区であるというのは明らかなことではないかと私は考えます。

時間もございませんので、こちら通告してありますので、瑞穂市第2次総合計画では国の政策を念頭に置いた将来の都市空間像、市全域を空間的かつ概念的に示したものを設定し、穂積駅周辺の都市拠点を核に、市内各地の地域生活拠点を中核としたコンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ることを重点化、いわゆる集約型都市構造への転換を目指した都市づくりであります。集約型都市構造とは、少子・高齢化、人口減少社会の到来、中心市街地の衰退、環境負荷の増大、財政状況の悪化等の都市を取り巻く問題、課題の解決に向けた

新しい都市の構造であり、具体的には市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に日常生活を支える各種機能の集積を図ることで、高齢者を初めとした住民が過度に自家用車に頼ることなく便利に生活できる都市を目指すものです。

そこで、お伺いをいたします。

先ほども随分私の持論を、知見を申し上げましたが、改定された瑞穂市都市計画マスタープランの基本的な考え方として、穂積駅周辺の都市拠点を核に、市内各地に地域生活拠点を中核としたコンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ることに重きを置きながら、市全体として都市の自然の調和、市の強みや地域の魅力の活用等を図る形で、多様な拠点、軸ゾーンをバランスよく適切に配置とありますが、地域生活拠点の具体的な御見解をお尋ねさせていただき、また地域生活拠点6地区明記がございますが、それぞれの将来像についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 前段の都市計画の枠組みについては、いつも森議員と議論になるところでございますが、私どもとしては岐阜都市計画区域内の枠組みの中で都市計画を進めたいというふうに考えております。

先ほど御提案があるような非線引きで用途を残して単独でということも、一方では基盤が正直言って十分整っていないところに非線引きを始めると、それはやっぱり基盤整備が今度は後追いでいくという中で、今、調整区域の中に市街化がしみ出していくというふうなことを危惧しておりますので、それは今言葉にありましたような財政の負担につながっていくという見解でおります。

本論に戻りますけど、地域生活拠点は、公共交通ネットワークの連携を踏まえた一定の都市機能がコンパクトにまとまった日常生活圏の形成を図る拠点と位置づけ、日常生活に必要な機能の集積を目指すもので、JR穂積駅を中心とした都市拠点と公共交通ネットワークにより有機的に接続することで、その相乗効果を生み出そうとする集約型都市構造の中の拠点となります。具体的には、それぞれの地区の課題や特性に応じ、都市基盤の整備・改善、交通結節点、交通結節機能の強化、身近な生活拠点として不足する都市機能の集積、若者が魅力を感じる住環境の整備等を進め、集約型都市構造への転換を図っていきたいと考えております。

地域別構想の中にごございますような6つの生活拠点については、それぞれ生津地域では、充実した都市基盤を生かした産業と住宅を共生した利便性の高い地域づくりを、穂積地区では、まちの顔として多様な都市機能が集積したにぎわいと交流が生まれる地域づくりを、牛牧地域では、豊かな自然と調和し、安全で快適で暮らし続けられる地域づくりを、南地域では、活力ある産業集積を備え、歴史、自然と調和した新たな魅力を生み出す地域づくりを、中地域では、農・住・工の機能調和と歴史・文化の活用による個性豊かな地域づくりを、また、西地域では

交通利便性の向上を生かした都市機能強化と特色ある農村環境、自然環境の共生による活力ある地域づくりとしております。これらの方針に基づき、それぞれの地区の課題や特性に応じたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 部長に今御答弁をいただいたわけですが、地域生活拠点の6地区というのは、小学校区の6地区を申し上げたわけではなく、こちらマスタープランに明記のある、先ほども私、ちょっとお話ししましたが、巢南地区であれば2つの地域生活拠点が位置づけられております。1つが先ほど申し上げた巢南庁舎からトミダヤ周辺の地域、それと、もう一つは横屋のバイパスから横屋の樽見鉄道の駅周辺の位置、それと、あとPLANTであったら朝日大学であったり生津地域であったりというような地域ですね、それと樽見鉄道の十九条駅周辺の、その6つの周辺地域生活拠点と位置づけられておるその地区の将来像、あくまでもこの地域生活拠点であれば、先ほど私も申し上げましたが、自家用車に過度に頼ることなく日常生活を支える各種の機能の集積が図られ、そこでは日常生活を歩いて生活する上で困らないような商業施設であったり公共等の施設、それは医療であったりというようなことにもなるかもわかりませんが、そのものが整備されていなければならないというようなことで、どのような形で今の農業振興地域である今現状の巢南庁舎からトミダヤ周辺の地域を、皆さんが自家用車に過度に頼ることのないような地域の拠点として整備をされるのかということをお聞きしたかったわけですが、時間がございませんので、また次回、このような一般質問をする機会がございましたら、もう一度これについては質問させていただきますので、そのときには、こちら地域生活拠点の6地区についてのそれぞれの将来像をお示しいただけたらと思います。

最後に、これは前回も高校誘致の必要性のお話を私申し上げました。これも21市あるまちの中で瑞穂市だけが高校がないんですね。先ほど私、申し上げた都市計画区域も、21ある市の中で単独で都市計画がないのが瑞穂市だけなんです。あとの20のまちは単独で都市計画を進められております。部長が言われるような基盤整備がしっかりとできていない瑞穂市においては、非線引きにすることによって財政負担がふえるという意味合いもわからないことではないですが、今のままでは発展が限られてくるということだけを行政の皆さん方に私の考えだけをお伝えしつつ一般質問を全て終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番 森治久君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。御苦勞さまでございました。

散会 午後 5 時32分

